

別記様式（第8条関係）

会議録

会議名	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第8回会議	
開催日時	平成29年7月11日(火) 午後2時00分開会 午後6時12分閉会	
開催場所	小田原市役所 大会議室	
議長氏名	小田原市長 加藤 売一	
出席者及び欠席者氏名	別紙1のとおり	
会議事項	1議題 別紙2会議次第のとおり	2会議結果 ・協議事項 協議第24号、協議第25号及び協議第35号～協議第39号を協議し、協議第24号、協議第25号、協議第37号及び協議第38号は原案のとおり、協議第36号は一部を修正した上で、全会一致で承認された。また、協議第35号及び協議第39号は、継続審議となった。 ・その他 第9回会議の予定について報告し、確認した。
会議経過	別紙3のとおり	

会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回会議 次第 ・協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて ・協議第25号 慣行の取扱いについて ・協議第35号 新市まちづくり計画（案）について ・協議第36号 中核市への移行について ・協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について ・協議第38号 町名・字名の取扱いについて ・協議第39号 市民周知用冊子（案）について ・資料1 第9回会議の予定 ・第7回会議（平成29年5月30日開催）報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について 1ページ修正分 ・第7回会議（平成29年5月30日開催）協議第35号 新市まちづくり計画（案）について 7ページ～8ページ修正分、12ページ～14ページ修正分、40ページ～42ページ修正分 ・小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 委員名簿
	会議録の確定

平成29年8月22日(火)

会議録署名人

池田真一



会議録署名人

小野康夫



別紙1 出席者及び欠席者氏名

出席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
会長	加藤 憲一	委員	木村 秀昭
副会長	加藤 修平	"	川口 博三
委員	加部 裕彦	"	奥津 博
"	時田 光章	"	佐藤 廣理
"	柏沼 行雄	"	鈴木 恒介
"	石田 和則	"	笠井 進
"	脇 雅昭	"	安藤 俊之
"	星崎 雅司	"	木村 啓滋
"	今村 洋一	"	小野 康夫
"	篠原 弘	"	市川 昭維子
"	井原 義雄	"	森住 敏逸
"	武松 忠	"	武井 鈴世
"	加藤 洋一	"	宗像 達也
"	星崎 健次		
"	池田 真一		
"	岡本 俊之		

出席者（事務局）

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	林 良英	事務局員	中村 亮一
副事務局長	早川 潔	"	片倉 紀彦
"	松岡 武	"	久保寺 祐子
事務局員	村田 智俊	"	菅原 清仁
"	柳澤 寛晋	"	室橋 宝
"	杉崎 恵理子	"	菅沼 雄太
"	小澤 雅史	"	小島 加奈子
"	市川 深	"	岩本 良

欠席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
委員	飯山 敏明	委員	富樫 栄広
"	大杉 覚		
"	牛山 久仁彦		

別紙2 会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

(1) 協議事項

【総括的項目】

協議第39号 市民周知用冊子（案）について

【合併関係項目】

協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて②<継続>

協議第25号 慣行の取扱いについて②<継続>

協議第35号 新市まちづくり計画（案）について<継続>

協議第38号 町名・字名の取扱いについて

【中核市関係項目】

協議第36号 中核市への移行について<継続>

【広域連携関係項目】

協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について<継続>

4. その他

(1) 第9回会議の予定について

5. 副会長挨拶

6. 閉会

別紙3 会議経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
林事務局長	<p>定刻となりましたので、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第8回会議を開会いたします。</p> <p>本日の会議には、飯山 敏明委員、大杉 覚委員、牛山 久仁彦委員、富樫 栄広委員の4名が、ご都合によりご欠席のご連絡をいただきしておりますが、当協議会規約第9条第1項の規定により半数以上の委員が出席されておりますので、会議は成立する旨、ご報告をいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、当協議会の会長である小田原市の加藤市長からご挨拶を申し上げます。</p>
加藤会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>大変暑い日が続いておりますが、本日は大変お忙しいなか、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第8回会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日の会議では、前回の会議におきましてご説明申し上げました「新市まちづくり計画（案）について」、「中核市への移行について」及び「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」、具体的な協議に入らせていただきたいと思っております。</p> <p>また、当協議会における協議終了後には、協議結果を取りまとめた市民周知用冊子を作成いたしまして、各市で開催いたします、市民説明会等と併せて、市民の皆様への丁寧な説明を実施していく予定でございますが、その冊子の案につきましても、併せてご協議いただきたいと考えております。</p> <p>本日の会議では、3,270件に及びますすべての事務事業にかかる協議を終えまして、いよいよ、今回、また次回と重ねまして、協議の総仕上げに移っていくわけですが、委員の皆様には、これまでの10か月間の協議結果を改めて振り返っていただき、両市の市民の皆様が合併等を判断する上での適切な資料となりますよう、しっかりと取りまとめてまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>大変限られた時間の中、そういった多くの事項をご審議いただくわけでございますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私たちの挨拶とさせていただきます。</p> <p>皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>

林事務局長

加藤会長、ありがとうございました。

それでは、次第の「3. 議事」に移らせていただきますが、ここで資料の確認をさせていただきます。事前送付資料として、上から順に「会議次第」、「協議第39号」、「協議第24号」、「協議第25号」、「協議第38号」及び「資料1」でございます。その他に卓上には、本日の「出席者名簿」、「審査順序表」、「第7回会議 報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について 1ページ修正分」、「第7回会議 協議第35号 新市まちづくり計画（案）について 7ページ～8ページ修正分、12ページ～14ページ修正分、40ページ～42ページ修正分」及び協議第39号 市民周知用冊子（案）についての「参考資料」でございます。こちらは事前送付しました協議第39号の後ろに入れていただきたいと存じます。これらを、本日卓上で配付をさせていただきました。また、本日は「協議第35号」、「協議第36号」及び「協議第37号」について、前回に引き続きのご協議をいただくことになりますが、前回会議でお配りさせていただきました資料をお持参いただくようお願いしているところでございます。

以上、資料に不足などございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。協議会規約により、会長が会議の議長となることになっておりますので、加藤会長よろしくお願ひいたします。

加藤会長

それでは、これより議事を進めさせていただきますが、ここで会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

小田原市の小野康夫委員と南足柄市の池田真一委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

＜異議なしとの声あり＞

加藤会長

ご異議ないようでございますので、会議録署名委員は、小野委員、池田委員のお二人にお願いいたします。両委員様、どうぞよろしくお願ひいたします。

また本日は、協議会規約第9条第4項の規定に基づき、事務事業調整に係る説明員として、関係する部会の部会長等を出席させております。

本日の協議事項につきましては【総括的項目】1件、【合併関係項目】4件、【中核市関係項目】1件及び【広域連携関係項目】1件となっております。議事を進めるにあたり、卓上配付いたしました審査順序表のとおり進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしとの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

それでは、審査順序表のとおり進めさせていただきます。

審査順序表の1、「合併関係項目」、「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」を議題といたします。本件は、前回の会議において差し戻しをしました案件でございます。

事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」をご説明いたします。

協議第24号については、協議書に記載のとおりの総括的な調整方針を踏まえ、前回の第7回会議においてご協議いただいたもののうち、幹事会に差し戻された案件について再度お諮りするものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

「第3セクター」の「大雄山駅前開発株式会社」についてですが、前回会議におきまして、損失補償契約について委員からご意見をいただき、部会及び幹事会において再度検討・調整を行ったものでございます。

「課題等」の部分を修正し、2行目以降に、「なお、南足柄市は、商業施設マネジメントの専門家等、外部からのアドバイスを受けるなどにより、施設の空きスペースの解消や販売促進の強化による集客数の増加、大雄山駅前開発株式会社の販売管理費などの固定的経費の削減等を図り、より一層の経営の健全化に努める」と追記をしたものでございます。

以上で「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長	<p>ただいま事務局から、「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願ひいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見等もないようでございますので、「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんか。</p>
	<p><異議なしの声あり></p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、「協議第25号 慣行の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
早川副事務局長	<p>「協議第25号 慣行の取扱いについて」をご説明いたします。</p> <p>協議第25号は、前々回の第6回会議に引き続いての案件であり、今回は、市章の取扱いについてをお諮りするものでございます。</p> <p>1枚めくって別紙をご覧ください。</p> <p>表の上部に、両市の現在の市章をお示ししてございます。小田原市の市章は、昭和16年に制定され、波頭で梅の花を表したものであります。南足柄市の市章は、昭和33年に制定され、「ミナミ」の3文字を図案化したものでございます。</p> <p>調整案とその考え方としては、第3回会議で合併の方式を「小田原市への編入合併」としたことを踏まえ、慣行については基本的に小田原市の例により統一するという考え方で、小田原市の市章を引き続き使用する、としたものでございます。</p> <p>以上で「協議第25号 慣行の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。</p>
加藤会長	<p>ただいま事務局から、「協議第25号 慣行の取扱いについて」のうち、市章について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願ひいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見等もないようでございますので、「協議第25号 慣行の取扱いについて」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんか。</p>

<異議なしとの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第38号 町名・字名の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第38号 町名・字名の取扱いについて」をご説明いたします。

協議第38号は、「町名・字名の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」として、調整方針としては、「1 合併前の小田原市の区域における町または字の名称は、現行のとおりとする」

「2 合併前の南足柄市の区域における字の名称は、合併時までに変更の必要性について検討する」

「3 1及び2の方針にかかわらず、小田原市と南足柄市において類似する字の名称については、地域住民の意向を踏まえ、合併時に変更を行うよう調整する」としております。

調整理由としては、合併時における混乱を避けるため、町名・字名の変更については、必要最小限にとどめることが適当であるということ、また、字の名称の変更に当たっては、地域の歴史を尊重するとともに、地域住民の意向を踏まえて調整する必要があるとしております。

1枚めくつて別紙をご覧ください。

まず、1番として、合併後の市における表示の例を記載しております。なお、小田原市の区域については、現行のとおりという案でございますので、ここでは南足柄市の区域についてご説明いたします。

まず、(1)は字の名称を変更しないとする場合でございます。例として、現在の「南足柄市関本」は「小田原市関本」という表示になり、市名のみが変わることになります。

(2)は、字名を変更する場合で、例えば、「南足柄」という地名を残そうという場合に、字名を「関本」から「南足柄関本」に変更するという案が考えられます。このような字名の変更には、住民の意向を十分に斟酌する必要がありますので、この任意協議では変更の是非を決定せず、合併時まで引き続き検討するという方針案としたものでございます。

続いて、2番の両市において類似する字の名称については、小田

原市の「北ノ窪（きたのくぼ）」及び南足柄市の「北窪（きたのくぼ）」が該当いたします。合併時に字の名称を変更しない場合、表記は異なりますが、どちらも「小田原市【きたのくぼ】」という呼び方になります。混同する恐れがございますため、こちらについては地域住民の意向を踏まえた調整が必要になると考るるものでございます。

以上の1の場合も2の場合も、字名を変更する手続きとしては、その下の「参考」にありますとおり、市議会において変更の議決を経た後に、市長が告示を行うこととなります。

なお、裏面には両市の現在の町名・字名の一覧を参考に載せておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

以上で「協議第38号 町名・字名の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

「協議第38号 町名・字名の取扱いについて」の説明でございました。ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願ひいたします。池田委員、どうぞ。

池田委員

南足柄の池田です。まず、1の合併後の市における表示の例で、関本の例がありますが、例えば中沼は南足柄を頭につけたい、関本はいらないというような決定の仕方があり得るのかどうかが1つ目です。それと、1ページの市議会の議決を経てということなのですが、このときの市議会はどこの市議会を指すのか、お聞きします。

加藤会長

字の表示と、市議会の議決に関する2点の質問でした。事務局の方からお願ひします。

村田事務局員

1点目の、字によって、例として、頭に南足柄をつけることについては、個別の取扱いも可能だと考えます。手続き上としてということですが、可能でございます。もう1点の市議会のことですが、これは合併後の市の議会になります。ただ、現実的には合併の初日をもって字を変更しておく必要がございますので、事実上は、この任意協議会、さらには次の法定協議会で取扱いを決めておいた上で、合併初日にその段階での市長が、専決処分の形で決定をしまして、その後の議会でその追認の手続きをとっていくという形になります。

池田委員	最初の質問ですけれども、そのときに地域住民の意向を踏まえてというところですが、どのように踏まえていくのか、今考えていらっしゃることがあれば、教えてください。
村田事務局員	これは、確定した手法が何かあるということではなく、今現在、こうした手法でと考えているところはございません。現実的な対応といったしましては、具体に合併に進んでいくということになりますと、先程のとおり法定協議会等を踏んでまいりますので、その段階で南足柄市の中でどういった取扱いをしていくべきなのかという、一定の議論が行われると思います。その結果を法定協議会の場に持ち込んでいただきて、両市で協議して定めていくというのが現実的な対応だろうと考えております。
池田委員	法定協議会の場でとなると、法定協議会は平成30年度には作ろうという案ですよね。そうすると、来年の3月までの間にこういう地域の字名について、南足柄市の中で決めるという段取りになるのでしょうか。
村田事務局員	法定協議会については、現時点での想定ですが、この後進んでいくとなった場合は、おっしゃるとおり平成30年度上半期という想定がございます。ただ、法定協議会そのものにつきましては、通常、設置してから合併の前日まで置かれるのが通常でございます。合併をする場合には、それぞれの議会で廃置分合の申請の議決の手続きが生じてまいりますので、それを行うに当たって、南足柄市域において、地名をどう扱うかということが市の中で判断の材料の一つだと、必須だということになれば、法定協議会の比較的早い段階で整理していく必要がございます。しかし、そこは時間をかけて合併までにしっかり議論をしていくという整理がされた場合は、必ずしも法定協議会の前半のところで取り扱っていく必要はないものと思っております。
加藤会長	その他、いかがでしょうか。 加藤委員、どうぞ。
加藤洋一委員	2ページを見させていただくと、小田原市さんの上の方にある、栄町・中町・浜町というのは、住居表示用の町名ですよね。建物に対する何丁目何番何号というのは、建物の住居表示で、あと土地は

別に大字というものがあるのですが、南足柄市と小田原市の中で大字が一致してしまうものはあるんですか。私もちよつとそこまで調べてこられなかつたのですが。

村田事務局員

重なっているものはないと把握しております。

加藤洋一委員

大字も何も一つも重なってないですか。全部、南足柄市関本にしても何も、土地上も登記上も、まったく問題ないという理解でよろしいですか。

村田事務局員

小字は別ですが、大字につきましては、おっしゃるとおり事務局としては整理してございます。

加藤会長

よろしいでしょうか。

それでは、ご質疑も尽きたようでございますので、今、委員の方からいくつかいただいたようなことについては、事務局の見解のとおりかと思いますので、今後、南足柄市の中で議論していく中で、ある程度皆さん方の意向というものを反映していくことができるだろうということでございます。

それでは、「協議第38号 町名・字名の取扱いについて」は、原案のとおりご承認いただいたということで、ご異議ございませんか。

＜異議なしとの声あり＞

加藤会長

ありがとうございます。

次に、審査順序表の2、【合併関係項目】、「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」を議題といたします。

協議第35号については、前回の会議で協議案をお示しし、事務局から概要について説明をさせていただきました。本日の協議の進め方ですが、多岐に亘っておりますので、まず第1章から第4章までを一括して、改めて要点のみを説明させていただき、ご意見を伺いたいと思います。次に、第5章の新市における公共施設の配置の考え方について、同じく要点のみを説明させていただ後にご意見を伺い、そして最後に、第6章の新市の財政推計について、これにつきましても要点のみをご説明した上で、ご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、事務局に説

明を求めます。

早川副事務局長

「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」のご説明に先立ちまして、前回第7回会議において、報告第19号の中でご説明いたしました財政効果額集計表を更新することについて、先に説明させていただきます。

本日卓上に配付いたしましたA3判1枚の資料「第7回会議 報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について 1ページ修正分」をご覧ください。

前回の第7回会議の後に集計を精査いたしました結果、一部に効果額の修正がありまして、集計表2段目の右端に記載のとおり、効果額の集計を17億9,795万6千円と更新させていただいております。前回お示しした資料では、18億8,351万6千円でございました。

報告第19号関係の財政効果額集計表の更新につきましては、以上でございます。

松岡副事務局長

引き続き、新市まちづくり計画（案）についての説明に入ります前に、卓上配付いたしました資料、新市まちづくり計画（案）の修正分について説明させていただきます。お配りしました資料をご覧ください。

7ページ～8ページと次の12ページ～14ページの修正分については、南足柄市の財政推計に大型事業の見込額を追加したことにより、内容を修正したものでございます。40ページ～42ページの修正分については、ただいま説明しました南足柄市の財政推計を修正したこと及び合併効果額を精査したことにより、内容を修正したものでございます。内容の説明については、この後の計画の説明と併せて行わせていただきます。

それでは、新市まちづくり計画（案）をご覧ください。

新市まちづくり計画（案）を2枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

「第1章 計画の位置付け」では、計画の策定趣旨、人口の推移や推計、財政状況などの2市の概況や、計画の対象地域、計画期間など本計画を策定する上での枠組みを記載しております。

7ページをご覧ください。

7ページから14ページは、小田原市と南足柄市の平成28年度から平成42年度までの財政推計を記載しており、2市ともに将来

的に財政状況の悪化が見込まれる推計となっておるもので

7ページは、2市がそれぞれの財政推計を作成するにあたり、その基礎となる数値と考え方や積算の方法を記載しております。基本的な考え方として、両市とも、平成27年度の決算額をベースに、過去の増減率や平成28年度実績等を加味した上で、国の制度変更等の不透明な要素は除外し、現行の税財政制度及び政策が続く仮定のもと、一般会計の歳入・歳出額を推計しております。なお、大規模事業については、推進している事業等の現時点における見込額を推計に反映しておるものでございます。「②積算の方法」では、歳入・歳出のそれぞれの推計項目の積算根拠を示しております。

9ページをご覧ください。

こちらは、過去の推移等をベースに、今後の財政運営上の対策を講じなかった場合の小田原市の財政推計でございます。小田原市では、平成30年度以降は、市税などの自主財源が減少傾向となる中、扶助費の増や大規模事業の実施などにより、徐々に単年度の歳入歳出差額が減少し、平成34年度には約13億8千万円の収支不足となり、平成35年度以降も20億円規模で収支不足が拡大し、平成42年度の累積収支では約202億円の収支不足となる見込みでございます。

11ページをご覧ください。

小田原市では、将来的に収支不足に陥る見込みであることから、財政の健全化を図るための行政改革を実施していくとしており、こちらは、小田原市の行政改革の効果額を勘案した財政推計であります。この財政推計は、第2次小田原市行政改革指針の目標である14.5億円の行革効果を平成34年度に達成したとした場合の、先に説明した小田原市の財政推計の収支額への影響を示したものでございます。累積差額を見ますと、平成37年度までは収支が黒字となっているものの、その後は収支不足が発生し、平成42年度時点では42.7億円の収支不足となる推計となっており、行革指針の目標を達成してもなお、収支不足が見込まれる厳しい状況が示されております。

次に、お配りしました資料の12ページをご覧ください。

こちらは、南足柄市の財政推計でございます。南足柄市の推計においても、市税などの自主財源が減少傾向にある中、扶助費や繰出金などが増加傾向にあることから、厳しい財政運営が続くことが予想されております。平成31年度には約9千万円、平成32年度には約5千万円の収支不足となり、以後、年々収支不足額が拡大し、

平成42年度の累積収支では約102億円の収支不足が見込まれてございます。

14ページをご覧ください。

こちらは、南足柄市の行政改革の効果額を勘案した財政推計となっております。この財政推計は、現在策定中の南足柄市行政改革指針の目標である2.9億円の行革効果を平成31年度に達成したとした場合の、先に説明しました南足柄市の財政推計の収支額への影響を示したものでございます。累積差額を見ると、平成34年度までは収支が黒字となっているものの、その後は収支不足が発生し、平成42年度時点では約64億円の収支不足となる推計となっており、小田原市と同様に厳しい状況が示されてございます。

以上が両市の財政推計の説明でございます。

本書にお戻りいただきまして、15ページをご覧ください。

「3 計画の枠組み」でございますが、本計画の対象地域は2市の全域とすること、合併の方式は南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とすること、合併の時期を平成32年度中とすることとしております。なお、計画の期間は合併年度及びこれに続く10年間としていることから、平成32年度から平成42年度となるものでございます。

次に、16ページをご覧ください。

「第2章 新市の基本方針」は、新市がまちづくりを推進していくための方向性や推進する取組など、新市のまちづくりの基本的な考え方を整理しているものでございます。

「1 両市のまちづくりの継承と融合」では、強い行財政基盤のもと、地域や市民との連携、協働により地域が持つ特性を生かした取組を通して、新市の一体的かつ均一な発展を図り、「新たな活気と魅力あふれる住みよいまちの実現を目指す」という新市のまちづくりに対する基本的な方針を示してございます。

次に、17ページをご覧ください。

「2 まちづくりの方向性」では、両市の総合計画の方針をもとに再編、分類し、「(1) 元気と生きがいの創出と支えあいの社会づくり」、「(2) 安全・安心を支える地域のつながりと協力体制の確立」、「(3) 子どもたちが地域の中で健やかに育ち、学ぶ環境づくり」、「(4) 産業の活性化と魅力の発信」、「(5) 豊かな自然に囲まれ、魅力ある快適な住環境の整備」、「(6) 市民と行政が連携したまちづくり」の6つの新市のまちづくりの方向性を示しております。

次に、21ページをご覧ください。

21ページから28ページまでは、「まちづくりの方向性に基づく政策分野別の取組」として、ただいまご説明しました6つのまちづくりの方向性ごとに、推進する取組や主な施策を整理しているものでございます。

次に、29ページをご覧ください。

「第3章 新市の重点的な取組」では、第2章で示した新市の基本方針の実現に向け、特に力点を置くべき分野への集中的な取組の展開と、全市一体的な取組を推進することにより、新たな活気と魅力あふれる、住み良いまちの実現を目指していくこととし、両市の総合計画における重点施策や、新市まちづくり市民懇話会でいただいた意見等も参考に、「回遊性向上による地域観光の活性化」、「連携と交流の促進による地域産業の活性化」、「自然環境の保全と防災体制の強化」、「地域福祉の増進」、「子育て支援の充実」、「地域とともに生きる人材を育てる」の6つの重点的施策を定めているものです。

次に、33ページをご覧ください。

「南足柄地域のまちづくり」では、合併により編入されることに伴い、南足柄市の総合計画や都市マスターplanを踏まえ、南足柄地域のまちづくりの方針を示し、南足柄地域での主な取組を記載しております。また、次ページでは、住民と行政との連携強化を図るとともに、地域の振興策を審議する地域審議会を設置することも記載してございます。

次に、35ページをご覧ください。

「第4章 新市における県事業の促進」では、新市のまちづくりにおける県に期待する役割や神奈川県の政策の基本方向をまとめた「かながわグランドデザイン」を基に主な事業を記載しております。

以上で、第1章から第4章までの説明を終わらせていただきます。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」、第1章から第4章までを一括して説明させていただきました。財政推計の条件設定などの考え方、新市のまちづくり方針と施策、または南足柄市域のまちづくりの方針などについて、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願ひいたします。

奥津委員、どうぞ。

奥津委員

南足柄市自治会代表の奥津でございます。一つご意見を伺いながら、ご提案をしていきたいと思いますが、新市まちづくりという非

常に漠然とした目的をもって、具体的にはこういう形でやっていくという構成になっているわけですね。一般の人からすると、例えば合併を前提にしますと、新市まちづくりというのは、何を求めているのか、どういうまちづくりをするのかという具体性が欠けているんですね。そのサポートするシステムとしては、例えば財政状況だとか、あるいは教育とか福祉とかはこういう形でやっていきますということで書いていますけれども、どういうまちをつくるために、こういうような具体的なことをやっていくというところまでは見えるんですけど、どういうまちづくりをするのですかという、全体的な図を包括するようなメッセージが市民には感じられないと、私は思います。もう少し具体的に言いますと、人がいなくなつてこれから将来、財政難とか、あるいはいろいろな面で活性化ができないということになれば、よくあるのは、住民の安定した生活ができるとか、そういうようなことになるかもしれません、例えば人が集まるまちづくりとか、そういうようなことを考えてのメッセージを出すようなことは、いかがでしょうと思いまして、質問しているわけです。いかがでしょうか。

加藤会長

事務局から見解をお願いします。

松岡副事務局長

具体性に、どのようなことでのご質問だと思います。第2章の新市の基本方針にありますように、最終的に目指すものとしましては、地域や市民との連携、協働により、市民と行政とともに主役となり、新たな活気と魅力あふれる住み良いまちの実現をということが、一つの大きな方向性になろうかと考えているものでございます。また、人が集まるというような部分でございますが、そちらにつきましては、両市が取り組んでいる重要事業をベースにしながらも、重点的な取組という形の中で、第3章の新市の重点的な取組という形でまとめさせていただいておりまして、この中には、例えば、回遊性向上による地域観光の活性化、また、連携と交流の促進による地域産業の活性化ということの中で、やはり新市として活性化を図って定住促進も含め、交流人口も福祉も含めという形の中では、重点的な項目として整理をさせていただいております。ただ、具体的なものにつきましては、ここでは粗方その方向性、大きな考え方という形で示させていただいておりまして、これに向けて、着実にいろいろな形のものを進めていくという形になりますが、具体的な実施レベルの事業化に向けましては、今後策定していくであろう総合

計画の中の実施計画とか、そういう形の中でしっかりと検討されていく必要があると考えているものでございます。

奥津委員

よく分からんんですよね、市民からしたら。事務局の方はいろいろなことを検討されて、それを専門にやられていますから、提案されているわけですけど、我々一般の庶民からしますと、新市のまちづくりは何を求めて、どういう形で、合併した場合にはどういうまちをつくるんだというような、もっと簡単に分かるようなメッセージがほしいのです。要するに、それをサポートするいろいろなシステムとしては分かるのですが、今言わされたように何々の住み良いまちというような個別にやるのは各論的なところで、こういうようなサポートをしながら、行政の力を使いながら前に進めていくと具体的にあるわけですけども、全体的に見て、両市が合併して新しい市になった場合に、その小田原市ってどんなまちかというメッセージが足らぬと、私は思います。そういうところもしっかりと踏まえないと、今までと同じような一皮も剥けていないというような気がして、私は個人的にはそう考えます。例えば今言ったように、人が集まるということは、観光も考えていくだろうし、あるいは縁を求めてくる方もいらっしゃるだろうし、いろいろな意味で小田原市の知名度を上げる、新しい小田原市になった場合にそういうものを上げていくようなことをしないと、人は集まてこないし、財政も豊かにならないと思うのです。数字的な問題ではなくて、具体的にどういうことをやれば、どういうメッセージを出して人を集めのかということを、その辺をまずメッセージとして上げないとちょっと難しいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

加藤会長

奥津委員のお話も非常に分かるのですが、今日ここにお示しをした新市まちづくり計画の中には、奥津委員が触れられたことというのは実は書いてはあるんですね。ただ、その伝わり方の点をおっしゃっているのだと思います。これは、両市がそれぞれ懸命に、現下の厳しい情勢の中でまちづくりに取り組んで、知恵を絞って財源の工夫をして、事業を組んできております。基本的にはそれらを組み合わせていくわけでありますが、大きくそこで新しいものが出てくるというよりは、まずそれらをしっかりと継承してやっていくということが私たちのベースにあると思っております。したがって、そういった観点での、今おっしゃった人口の問題、環境保全の問題などは、すべて一応盛り込んではあるのですが、その見え方はもう少し

はっきりさせた方がいいのではないかというご趣旨かと思いますので、その点はこの後また表現の工夫等ができるかどうか、持ち帰りたいと思いますけれども、伝え方については、今後説明会の中でも工夫してやっていくべきだと思います。ただ基本的には、この中に極めて多岐に亘る市政の方向性をすべて盛り込んでありますので、多少書きぶりは抽象論が高くならざるを得ないというところもありますが、個々の政策を切り出せば、それはいくらでも具体的な表現はできるのですが、限られた取組上、こういう表現になっているということは、ご理解いただければと思います。ただ、これから先の伝え方、表現の仕方は、できる限りその局面局面において工夫をしていくものだと思います。

奥津委員

一つだけ市民感覚から。これから、おそらく10月前後から市民の方に、この成果、検討した結果を説明される機会が多くなると思うのですが、そのとき新市まちづくりって何と聞かれた場合に、一言で答えられるような形にしておかないと、こんな戦略がありますというのは、大体各都市みんなやっているんですよ。そうではなくて、こういうまちを求めるために、だからこういう戦略をつくりましたと、そういうようなところがきっと説明できないと、住民の同意というのはなかなか得られにくいのではないかということを私は危惧して、ご提案しているわけです。そういうようなことをよく考えていただきたいと思います。

加藤会長

貴重なご意見ありがとうございます。

森住委員、どうぞ。

森住委員

南足柄市社協の森住です。今、新市まちづくりの重点的な取組、かなり包括的にいろいろ説明があったわけなんですが、やはり南足柄の立場で話を聞きますと、合併をした場合には、行政機構の統廃合等によって、南足柄市域では人の流れが大幅に減少していくのではないかというふうに予測されます。また、そういったことから、商店街等の衰退ということも予測されるのではないかと。地域の活性化ということを考えていったときに、こちらの重点施策の中にも、回遊性の向上により、地域観光の活性化とあり、回遊性の向上施策として、地域間の交流や連携を支えるインフラの整備や交通ネットワークを構築し、地域の回遊性を向上させ、国内外からの更なる交流人口の拡大を図る、というようなことがうたわれています。イン

フラ整備とか交通ネットワークの強化ももちろん大切なですが、もっと人の集まる具体的な方向性というか施策というか、そういうふたものが必要ではないかと思うのです。合併によって、こんな風に変わってくるのかというのが魅力だと思うのです。例えば、行政機構の中心は、現在の小田原市に移るわけなのですが、残された南足柄地域はどうするのか。その南足柄地域をもっとこれから魅力あるものにするために、例えば、文化振興の地とか、そういうような形で、そのために文化芸術などに関わるような人たちが集まって、何々の里とか何々の村とか、そういうようなもっともっと人が集まるような魅力あるまちづくりのエリアにしていくのではないかというような、将来に向かった大きな夢みたいなものを掲げていくことが必要ではないかと思うのです。そうしないと、今ここに書かれているようなあれもやりますこれもやりますということは、従来の行政のいろいろな施策の展開をそのまま継続していくような形で、そこに新たな発想が出てこないのではないかと。新たな発想をして、新たな地域の活性をやっていくためには、そういった魅力ある、市民の皆さんも分かるような、こんな地域にしていくのだという姿を示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

松岡副事務局長

合併した後の南足柄地域のことですが、まずは南足柄市のまちづくりということで、まちづくり計画の中では33ページで整理させていただいております。こちらにありますように、現行の南足柄市の総合計画、また都市マスターplanなどを踏まえた中で、今後もそれらを継承しながらまちづくりを進めていくということになっております。実際どれだけ合併後に投資ができるかというのは別の話としましても、基本的に、南足柄市が考えている、それぞれの市内の活性化に対する考え方は、継承していくものと考えてございます。ただ、合併後の部分につきましては、いろいろご提案いただいた部分は確かにおっしゃるとおりかなというところはありますが、なかなか今はこの計画の中に盛り込んでいく部分では少々難しいと思っております。より具体性の部分がございますので、そういうところでは、まちづくり計画の中で地域審議会という制度を設けてございます。地域審議会は、南足柄地域の中で置く審議会でございますので、この審議会の中で、ただいまご提案いただいたような、さまざまな議論をしていただいたものを、審議会からという形で行政側の方にお伝えいただくことによって、新しいものの展開というものも、行政の方でもくみ取った中で検討ができるのではないかと考えてい

るものでございます。

森住委員

ただいまの説明の中では、南足柄での主な取組というのは、これは合併する、しないに関わらず、このようなことを進めていくと、ここに課題として取り上げているものですね。それからもう一つ今後の方向性については、地域審議会等でさらに議論をしてというお話がありましたが、そういう小さな枠組みの話ではなくて、やはり物事は大きな方向性を明示した中で初めて具体論に入っていくと思うのです。そういう目標を持っていない限り、今までのここで取り上げたような主な取組をいかに的確に着実に推進していくかというところで終わってしまうのではないかと。そういう意味で、やはりこの合併という問題は、合併したからこそ今までになかったこういうことができるんだよという方向性を出すべきではないかと。具体的に、あれをやりますという話はここではできないかもしれないけれども、やはり新しい、例えば文化発祥の地とか、それは一つの提案ですけれども、例えばそういう新たなまちづくりをこのゾーンにはつくっていくんだとか、そんなような大枠の方向性をぜひ出していただきたいというように思っていますが、いかがでしょうか。

加藤会長

ご意見ありがとうございます。ご承知のとおり、今日で8回目を迎えるこの協議会ですけれども、3千以上の事務事業の突き合わせをやってきて、まずこの向こう数年後には非常に厳しい財政状況になると思われている両市が一つになっていくことで、その厳しい状況を乗り越えていく。そこに当たっては、個々の事業にまつわる市民へのサービスはどのようにしていくのか、そういう検証を膨大な作業をやってきたわけでございます。当然、その先には一つになったときにどのような構想を持った市が展開されるかということで、今日ここにまちづくり計画をお示ししておりますけど、なかなか今、森住委員や、先程奥津委員おっしゃったことも同じニュアンスだったかと思いますが、その先にあるプラスアルファの新しい部分の議論については、合併を是とした先の話になりますけれども、正直、この場で皆様方と深く、その先の議論には踏み込めていないというのが実際のこの協議の状況でございます。ただ、そうは言っても、既存の材料の中で突き合わせをして、2つの市が一つになったときに、これだけはちゃんと守って、これはしっかり保っていこうというのが、まさにここにお示しした、言わばこの最低ラインと

言いますか、ベースの部分だと思うのです。今おっしゃったような、まさにそれぞれの市民が夢を持てるような部分については、合意ができる、次のステップに進むような段階で初めて生まれてくるのではないか。我々、当然、福祉にしても子育てにしてもまちづくりにしても、いろいろな具体的なイメージというのをそれぞれ持っておりますので、一つになったときにそれをどのようにつくりしていくか、それはまさにここから先の議論で肉付けをしていく部分かなと思っております。あまりこの段階で一方的に夢を語るというよりは、今はむしろ現実的な部分をしっかりと押さえて、こういう水準のものはできるというものを示すということが、新市まちづくり計画のミッションではないかということで、こういうまとめ方をさせていただいたというようにご理解いただけたらと思います。これから先のプラスの話を否定するわけではありませんが、今はその前の段階でしっかり確認すべき段階ではないかと考えているところでございます。

森住委員

確かに、この任意協議会の中では、そういったことは明確には出せないかもしれないですが、やはり少なくとも、住民サイドの感覚からすれば、このまま進んでいくと南足柄市の特に役所の中心部の衰退というのが、かなり懸念される部分ではないかなと思います。ですから、例えば法定協議会に入ったとした場合には、その中で最終的な方向性を、今言ったようなある程度の将来的なまちの姿を示せるような検討をぜひ進めていただきたい、市民の皆さんにそういうところも訴えながら、ご判断いただくというような方向にもっていっていただきたいと思います。要望です。

加藤会長

ご意見はしっかりと受け止めさせていただきます。できる部分が限られた中で、作業できるものは詰めていきたいと思います。ありがとうございます。

奥津委員、お願ひします。

奥津委員

まちづくりの方向性の（3）で、子どもたちが地域の中で健やかに育ち、学ぶ環境づくりというのがあるわけですが、この主な施策の中で欠けている点があると思うのですが、まず第1点は、この中では、学校や家庭、地域、行政が連携し、地域ぐるみで青少年の育成を図っていくというようなことがありますけれど、現段階で我々が一番気に入っていることは、地域の宝、将来の宝である子どもが、

要するに子ども会に入っている方が非常に少ないという大きな問題がありますので、その辺をどのように捉えているのか。できればそういうといったメッセージも、どういう書き方にするかは別問題としましても、主な施策の中に入れていただきたい。もう1点は、少子化になれば、当然学校の校舎とかが統廃合の可能性があるので、新たにその夢と言いますか、先程から夢のことを話しているわけですが、新しい学校の環境づくりと申しますか、例えば、小学校、中学校の義務教育の中で一貫教育をするとか、小学校の近いところに中学校をつくるとか、統合するとか。そうすると、子どもたちの連携も増えるだろうし、そういう学制の見直しというようなことをやれば、小田原市の中でも学区の問題がたくさんあると思うので、その辺も考えて、主な施策の中に将来10年先には学区も変えると、小中一貫教育として特色のある学校づくり、あるいは義務教育の中であっても、この学校は体育の成績が非常によくて、体育を専門にやりたい人がそういうところに行くと、あるいはクラブ活動が非常に盛んで、例えば将棋が強いとか、最近特に中学生くらいの方で大変な能力を持っている方がいらして、そういうようなことでも一つの夢ができるわけです。そういう教育も、学ぶ場、環境を与えるというのも、親の責任だと思うので、そういうようなメッセージをどこか主な施策の中に入れていただければありがたいと思います。というのは、この施策を読んでいますと、かなり今まで協議関係の人が言っていることだけなんですよ。全然新鮮味がないんです、私に言わせれば。やはり、地域の宝としての子どもの育成をどうするか、そういうようなメッセージを入れていただくと、少しは変わったなどという気を皆さん持つのではないかと思うのです。行政がそういうところに力を入れて、目をつけていかないと困るのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

加藤会長

ありがとうございます。今、奥津委員からのご提案、披瀝なされたお考えというのは、例えば、学制にしても、子どもたちの新しい小中一貫教育等にしても、これはそれぞれの自治体の中においても、教育委員会も含めて、コンセンサスな形成がまだできていないような議論でありますし、どういった方向がいいのかということについての議論もまだ熟していない部分でありますので、いずれにしても、そういう今後に向けたさまざまな各分野における具体的な取組の可能性については、これから議論が前に進んでいく中において、まさに議論に付していくものでありますし、その中に当然、私ども、案

だからといって一方的に勝手なことを書くわけにもいきませんので、それはそれぞれの議会、今ご指摘の点については、それぞれの教育部局、また、青少年の健全育成に関するいろいろな皆さんとの議論を踏まえた中で、俎上に上げていくものかなと思います。ただ、いずれにしてもこの項目の中に、例えば子ども会のような話というのは言葉には出ておりませんが、地域の中で子どもを総合的に育てるという中には、大事な軸として子ども会とか含有されていますので、そういう表現をどうするかということは、これからまたこの計画を最終的に仕上げていく段階で、少し工夫をさせていただきますけれども、いずれにしても新しい、先程の森住委員の話にも通ずる新しい提案というのは、なかなか今の段階で一方的に文言だけ盛り込むことはできない面が多々ございますので、そういう未来に向けて、地域でみんなで支え合っていく、豊かな環境を生かした教育の地域づくりをやっていくということについては、メッセージとして込めながら、また、より具体的な議論はこれから先の合意後の議論に託していかざるを得ないと考えております。よろしいでしょうか。ご提案はご提案で、これからもどんどんいただきたいと思います。

奥津委員

私が一番心配しているのは、この形で一応意見が通って、事務局がつくられたアイデアが、施策はこうですよという形で終わってしまったら困ると思いまして、そこを危惧しているわけです。ですから、なかなか入れにくいかもしれませんけど、そういうメッセージがあったということは必ず受け止めていただきて、次のステップのときに討議していただくと。そうしないと、なぜこの会議をやっていたのかという形になってしまふので。ただ、事務局の提案がすべて悪いわけではないですが、一つのそういうメッセージを入れることによって、新しい市になったときに、新しい学区とか新しい教育方針とか、新しく子どもたちにこういうような対応ができるというような、違う面が出ることによって、この会議の価値も出てくるだろうし、そういうようなところも含めて、ぜひ、次のステップにいくときには忘れないでほしいというような、私のお願ひです。

加藤会長

繰り返しになりますが、次のステップに行くときに、どのような協議体になっているか分かりませんが、そこで初めてその具体的な議論に入っていけると思いますので、今日のメッセージはしっかりと受け止めて、これから先の議論に臨んでいきたいと思います。

奥津委員	よろしくお願ひいたします。
加藤会長	ありがとうございます。 今村委員、どうぞ。
今村委員	<p>小田原の今村です。今まで、奥津委員、森住委員の意見を伺っていて、この新市まちづくり計画というのはある意味、両方の総合計画を突き合わせて、合併後はこういうことをやっていこうという示し方、これはたぶん皆さんご理解していると思うんです。ただ、そうは言いながら、新味がないというか、新市になって夢が持てないではないかというようなことが今の議論だと思うのです。お話を伺っていて感じたのは、この最後の方に、まとめという項目を入れて、ある程度これが新市に移行した場合に、何年と書けるかは別にして、今のお話のような部分を入れて、市民を交えて、新たな検討の中で新しい道筋を示していきたいと、こういうまとめ方をすればいいのではないかかなと思うのです。すみません、まとめ方のこんな議論をしてはいけないのですが、個々に気になることを言い出したら切りがないし、まとまらないですから、とりあえず今これは、両市の総合計画を元にしながら、まちづくり市民懇話会も加味しながら、ある程度形をつくったという状況だと思うので、最後にそのまとめで、少し将来に向けての思いを抱かせるようなまとめ方をすると、これがストンと落ちていくのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
加藤会長	はい、加部委員、お願ひします。
加部委員	<p>今村委員がおっしゃったので、私も同じような意見を申し上げたいと思うのですが、先程来、奥津委員や森住委員から出ている意見はもっともだと思います。ただ、今回は、それぞれの議会が議決した総合計画がございます。その総合計画が位置づけたことはしっかりとまず受け止めて、新しい市になっても、それは引き続いて調整していくこうというのが、一つこういうまとめとなったということは、ご理解いただきたいと思います。それぞれの議会が議決をした、もちろん、それぞれのまちづくりの基本方針は継承していく。その上で、新市になったときに、今度は具体的に、例えば土地利用が今まで小田原市だけの土地利用だったけれど、南足柄市も入った土地利用でどういう形ができるのだろうとか、それから、交通ネットワー</p>

クもさらに周辺の町まで、どんな形が将来検討できるのか。そういうことを新市でしっかりと検討して、より一層、活性化させていかないといけないし、それぞれの教育も含めて、いろいろなものは知恵を出し合っていこうという話になるだろうと思うのです。公共施設の今後の統廃合のあり方にも関連してまいりますが、そういったことをきちんと手掛けていくということを、やはりこのまちづくり計画に、私も事務局から離れて一委員としては、ちょっと必要かなという感じがいたしますので、どんな形ができるか分かりませんが、検討すべきだろうと思いました。今村委員と同じ意見で申し訳ないですが。

加藤会長

同じ流れであれば、時田委員どうぞ。

時田委員

小田原市の時田でございます。奥津委員と森住委員がおっしゃっていることは理解できるのですが、これは非常に難しくて、これだけの人で、そのことについて議論を始めますと、ある人は環境が大事、ある人は高齢者の施策が大事、ある人は子育て、ある人は文化ということになるんですよね。ですから今、加部委員が言ってくれたように、今はその両市の総合計画をベースに、きちんとそれは継承してやっていきますよという方針を出しているのです。新しい市になって、新しい執行部、そして新しい議会の中で、具体策についてはきちんと議論をして、新しい総合計画をつくっていく、その中で、今の方向性を見出していくということになるのが、一番正式なやり方なのではないかなと考えております。

加藤会長

お三方の意見を伺いましたが、事務局の方から、今後の計画案の取扱いの関係について、いかがですか。

松岡副事務局長

まとめ方と言いますか、全体的な総括ということで、各委員の方からご意見をいただきまして、最終的には、この後説明させていただく市民周知用冊子の方にも影響してくる部分かと思いますが、事務局としても、やはり分かりやすく市の姿というものをお見せするということは必須と考えておりますので、ご提案いただいたような形で計画案の中に、どのようにつくるかは検討させていただいて、次回第9回会議で案という形でお示しさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

加藤会長

貴重なご意見をありがとうございました。
では、森住委員、お願ひします。

森住委員

まちづくりの方向性については、今いろいろご意見もありましたけど、それはそれで、両市の総合計画に基づいて着実に推進すると、これは十分理解しているわけなのですが、それだけで終わってしまったのでは、合併の意味がないと思うんですよね。ですから、先程今村委員もおっしゃったように、その時期はともかくとして、やはり今後、合併したがためにこういうようなまちができるんだというような検討が進むようなものをしっかりと明記して、進んでいくような形にしていただきたいなと思います。何を、ということはここではとても議論できる場ではないので、それはいたしませんが。それからもう一件、地域福祉の向上についてなのですが、今、厚労省の方からも方針が出されていますように、我が事・丸ごと地域共生社会を実現しようということで、国の方も動き始めています。各市町村におかれましても、地域包括ケアシステムの強化が求められているわけですね。地域包括ケアシステムを実現していくためには、当然のことながら行政、医療、各福祉施設、それから地域住民、我々社協も含めて一丸となって、協働・連携しながら進めていかないといけないと思っております。そういう意味で、小田原も南足柄も社協もそれぞれ動き始めて、例えば、我々南足柄の社協においては、地域住民の力による相互の支え合い活動の展開であるとか、サロン活動の推進であるとか、そのようなことを進めているわけですが、いずれにしましても、そういう地域福祉を推進していく活動の基盤となるものは、やはりその各地域、身近な地域住民がお互いに知り合う、そういう居場所づくり、拠点づくり、子どもから高齢者までの居場所づくりというのが、一番の大切な部分になってくるのではないかと思っています。そういうことをぜひ、お互いが知り合えるような、支え合えるような居場所づくりをこれからも積極的に推進していきたいと思うのですが、といった意味からも、特にこの少子高齢化の中で、学校環境を見ると空き教室もかなり出てきています。それから、空き家もかなり増えてきています。空き教室だとか公共機関の施設、空き家も含めて、といったものが、そういう地域福祉の向上を図っていくために、もっと気軽に活用できるような行政支援というか、ここにはいろいろな居場所づくりとか学び

の場づくりだとか、そういう風に書かれていますが、そういう拠点とか居場所を、もっとボランティアで活用していきたい、地域のために貢献していきたいという人たちが、気軽に活用できるような、そういう施策もぜひ盛り込んでいただければと思います。いかがでしょうか。

加藤会長

おそらく南足柄市さんもそうだと思いますが、我が市もケアタウン構想ということで、今日ここにお越しの民児協の会長さん、総連合の会長さん、社協の会長さん共々、進めております。まさに最重点取組課題として動いております。当然それについては、ここの中にイメージとしては含有されていますので、その具体的な話をそのレベルで書き出すと、他の部分でもたくさん出てきますので、そこには敢えて詳しくは行数さいておりませんけれども、当然、これから先の支え合っていく地域のためには、今おっしゃったような取組というのは不可欠でございますので、それは当然進めていくことになろうかと思います。ありがとうございました。

副会長、お願ひいたします。

加藤副会長

いわゆるこの新市まちづくり計画ですが、その計画案の位置づけをどのように考えるかという、そういう視点も重要なと思っていました。そういうようなご意見を持っていられる方もいらっしゃるので、例えば、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会の上に立った、新市まちづくり計画をどういう位置づけを考えるのか、ということだと思うのです。2つの市の総合計画を足して2で割るような、そういう類のものでいいのかどうか。その理由は、目的が、安定した行政サービスを提供できる体制の実現をしていこう、そして大事なことは、圏域の強化、2市8町の連携強化を図ることの実現、つまりこの地域が活性化していく、そういうような上に立った新市まちづくり計画は何よと、先程もそういう質問がありましたが、それにどう答えられるか。その2つの目的を実現する、こうした特筆した内容、あるいはメッセージがないと、2つの市の市民、要するにいろいろと厳しい状況がこれからも続くから、2市が一緒になって、そこがなんとかクリアできればいいよという、その足元、あるいは、中期的な展望の中でなんとかクリアできればいいという話ではなくて、この圏域をどう活性化できるか、そして中心市が果たすべき役割は何なのかというのが、今回のこの任意協議会の目的であろうと。その上に立って、新市まちづくり計画がど

うあるべきかというような観点も大事ではないのかなということ
が、今、南足柄の代表の方々はもっとそういう、特徴あるメッセー
ジがないと、2つの市の網羅的にした形の総合計画で終わってしまう
だろうと。それは、説明ができるのよと、そういうことだと思
うんですね。だから、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に
関する任意協議会の目的の上に立って、まちづくり計画というのが
どうあるべきかという観点は大事かなというようにも思いますが、
いかがでしょうか。

加藤会長

副会長のご意見でしたが、あと岡本委員が手を挙げていら
っしゃったので、お願ひします。

岡本委員

南足柄市議会の岡本でございます。先般、私ども市議会の特別委
員会の方でも、新市が合併したればこそ、できる事業を提言してい
こうという形で、内容が具体的なので、これに載せるのはそぐうか
どうかというのは若干あるのですが、それをこのまちづくり計画策
定に向けた参考にしてくださいという形で、事務局の方に林局長あ
てに出させてもらいました。その内容をある程度踏まえていただき
たいという中で、やはり今回この案を拝見しまして、私の考えがず
れているのかもしれません、2市が合併したればこそできる事業
という部分、具体的なものを載せる必要はないかと思うのですが、
これがすべての施策の方向性で一応うたってありますというのであ
ればそれまでなのですが、合併すればこそできるという部分が、先
程の夢のある話ではないですが、そういうような記載の仕方とい
のも必要だったのではないかと感じております。それは、合併あり
きの話になってしまふというか、合併した場合のまちづくりの計画
をつくっているのですから、したればこそできるというような話を、
先程今村委員が言われたように、まとめの部分でまた記載の方は工
夫していただけるのであれば、そういったことも検討していただき
たいのですが、いかがでしょうか。

加藤会長

先程、今村委員はじめこちらの委員からのお話、また、森住委員、
加藤副会長からのお話も含めて、やはりその部分を少しく述べりつ
つ、これをベースにまとめていくという意味では、先程今村委員か
らご提案いただいたような形の中で、今後のいわゆるその夢の部分
と言いますか、これから2市が一緒になるからこそできるものにつ
いてのスタンスと言いますか、そういったものを少し盛り込んだ形

でまとめていくような、そういった作業を少し事務方と第9回に向けてしていきたいと思いますので、そういった受け止めをしていきたいと思います。

では、小野委員、お願ひします。

小野委員

小田原市社協の小野でございます。話がまとまりつつあるところで、また一つの提案で申し訳ないのですが、今まで市民の心と言いますか、気持ちの問題というのが、この計画の中にはないのかなと考えております。合併によりまして同一市民となります、小田原市、南足柄市の市民の心を一つに早くしなければいけない。相互理解を促進して、交流とか一体化を図ることは極めて大事なことなのかなと思っております。この計画の中には、そのような趣旨の項目がないのかなということで受け止めているところです。そこで、例えば、相互理解、一体化の推進といったような項目で、計画全体は10年計画でございますけど、この項目につきましては3年ないし5年の时限設定でもいいかと思いますけど、新しい市がスタートするときだからこそ、その両市民の心の理解、交流ということを進めなければいけないと考えているわけです。事業の内容ということを例示にしますと、これは当然やっていかなければならぬのですが、先の都市内分権小委員会報告にもありましたけれど、自治会組織の運用の検討をするという約束になっております。その他、市内には、スポーツ、青少年、商工、福祉など、市民に身近なあらゆる分野の団体があるわけでございますけど、この団体のあり方を検討していく。それによって市民が相互理解を深めていくということも、そういう検討も必要ということは、すでに話になっているわけですけど、あえて計画に盛り込むようなことも必要なのかなと思っております。それから、交流を深めるために市民文化展などのイベント事業を当然両市で開催する。これらは一般的なことかと思いますが、また、一体感を深めるために、議会を南足柄市でも開催するという、そんなような例示で他にもいろいろな項目があるかと思いますけど、この計画では個別の事業には触れておりませんので、両市民が一日も早く融合して、一体化するような趣旨の項目を計画の中に位置付けていただくように検討していただきたいと、その提案をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

加藤会長

小野委員、ありがとうございます。確かに、そういう切り口での触れ方というのはこの新市まちづくり計画の中にはありませんけれども、当然そういった部分というのは基本的なものとして、進んでいくということになれば必要になってくると思います。その辺りの工夫の余地は、事務局どうでしょう。

松岡副事務局長

委員のご意見のとおり、両市が合併した場合、市民、団体との交流促進と言いますか、市民の一体化の醸成というのは、大変重要なになってくると考えます。このまちづくり計画の中では、第3章の重点的な施策の中では、市民という形での位置づけはされておりませんけれど、やはり相互理解、交流、一体化の推進ということを一つの目的として重点施策という形でも定めているところでございます。合併が是となつた以降でございますが、やはりそういう団体との交流も盛んになってくると思いますし、例えば、従前の協議項目であります公共的団体等の取扱いにつきましても、合併が是となれば将来、統合に向けた検討を行うように働きかけるという内容にしておりまして、そうした中でそれぞれの団体間の交流、連携という形でも深まっていくのではないかと考えております。こうした中では、個別の部分をこの計画の中に盛り込むというのは、現段階では難しいということで考えております。

加藤会長

小野委員ご指摘の点は、全体の基調としては大事な部分ですので、今の段階で具体的な取組を明記することは難しいにしても、そういうニュアンスを、当然これから先に進むのであれば、ベースの話になりますので、その表現は工夫していく方向で、最後取りまとめさせたいと思います。ご提案ありがとうございました。

武松委員、お願いします。

武松委員

いただいた修正分の資料ですが、12ページとか、その後の40ページの部分もあるのですが、左留めで奇数のページがきてほしいんですね。元の新市の計画と、奇数ページ、偶数ページが逆になつていて差し替えできない状態なので、これは入れ替えてください。

加藤会長

ありがとうございます。

松岡副事務局長	大変失礼いたしました。今回、修正分という形で出させていただいておりまして、次回第9回会議には、今回ご意見をいただいた部分も含めて、最終的な形でお示しをさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
加藤会長	加藤委員、どうぞ。
加藤洋一委員	36、37ページに、新市において県に期待する主な事業としていろいろ列記されております。この中で、なぜ抜けているのかについてお聞きしたい。まず1点目が、高度医療の維持増進だとか、警察力の維持増強だとか、その辺の市民安全を守る、市民の医療を守る事業がなぜ抜けているのか。これはもう皆様方、言われなくとも分かるように、足柄上病院の存続だとか、松田警察署の増強なのですが、市民の安全安心を守るような施策が抜けている。1市5町、南足柄市と上郡にとっては、本当に上病院というのは大事な高度医療の拠点でありますし、松田警察署についてもやはり、小田原警察署があればいいやではなくて、やはり両方とも必要なものなので、なぜここで入っていないのか、抜けてしまったのか、その辺のことをお聞きしたい。
加藤会長	事業の整理の考え方だと思いますが、事務局、お願いします。
松岡副事務局長	こちらに掲載しております神奈川県の主な事業につきましては、県の方のグランドデザインという形の中で、県で政策設計として議論されたものをベースに、そこに位置付けられている事業という形の中で落とし込みをさせていただいているものでございまして、いわゆる県の中で、県西地域として県で位置づけている事業が、今掲載されている1番から4番までの事業ということになっているものでございます。
加藤洋一委員	県の事業の中から持ってきたから、県の中に入っていたからという理由だと、やはりそれでは寂しい。今日たまたま、星崎所長さんもいらっしゃるので私が言うのもあれなのですが、ここでは県に期待する主な事業ということで、新市が期待したいわけなんですから、やはりそのことはちゃんと明記しておかないと、これを見て、神奈川県が勝手に、上病院はいらないのか、松田警察署はいら

ないのかと勝手に解釈されても困るので、県に書いていないから書かなかつたではなくて、入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

加藤会長

事務局、いかがですか。

松岡副事務局長

すみません、私の説明が不足しておりました。こちらにつきましては、県西地域の中でも、小田原市と南足柄市にかかるものという形の中で、いわゆる新市のエリアにかかるものとして、県の事業として掲載をさせていただいているものでございます。県のグランドデザインの中に、その辺の高度医療、警察関係、上病院の部分が、エリア外ですが記載されているか、今ここでは確認ができておりませんけれども、いずれにしましても、こちらに掲載されているものにつきましては、新市のエリアにかかるものとして掲載しているものと、ご理解いただければと思います。

加藤洋一委員

入れるのか入れないのかという話を聞きしたいのです。私は入れた方がいいと思いますが、事務局の方で必要ないと言われればそれまでなのですが、私は不備なのではないかと心配しています。

松岡副事務局長

今ご説明しましたように、事務局としての考え方につきましては、こちらの2市のエリアにかかるものとして整理をさせていただいておりますので、エリア外のものについて掲載する予定は、今のところ考えてございません。

加藤会長

高度医療、また警察機能等については、ここにその手のものはもちろん入っておりますけれど、言わずもがなの機能でございまして、これは特出しをするまでもなく、当然市にとって必要不可欠な機能ということで、特に今回の事業の中では特別明記をしていなかったと理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

その他、いかがでしょうか。それでは、いろいろご議論いただきましたが、大きな点では、先程来、特に南足柄の委員の皆さんからいただいた、今後に向けての話を含めたまとめ方を、この後段の方でしていくという中で、取組みへのスタンスを。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

途中ですみません。第5章以降を承ってからの方がよかったですかなと思い、迷っておりましたが、先にお話しした方がいいかなと思いました、お話しいたします。いよいよ本番の議論が始まったかなという感じがしておりますけれども、今までの議論と少し違う観点で、少しうんちんかんと思われるかもしれませんがあなたにお話ししたいと思います。9ページ以降、12ページ以降の数値を拝見して、多くの市民の方がショックを受けると思いますが、こういう状況になってしまって、これから合併をして、正常な形に健全に戻していくというのが、今回の大きな話と思っておりますけれども、この中で、まちづくりを数字で表すというのでしょうか、2つの側面がある気がするのです。ここに入れてきている、例えば9ページ、12ページは、これはいわゆる、小田原市、南足柄市の行政の趣旨ですよね。もう一つの視点というのは、私は地域の財政というのがあってしかるべきなのではないかなと思うのです。その行政の財政というのが、ちょっと言葉を選ばずに言うと、市役所の財政の話であって、もう一つはまちの財政と言いましょうか。例えばどういうことかと言うと、これから新しい市をどういうまちにしていくのかということの中では、確かに16ページ以降でこんなまちにしたいということがある意味スローガン的に定性的に書かれているわけですが、それをもう少し定評的に表すことができないのかなと思っています。例えば、これからのまちの中で、どうしてもこういう立場なのでお金の話になってしまいますが、元々2つの市役所がこのまま行くと財政破綻してしまうというお金の問題だから敢えて申し上げますが、なかなか経済というのは、これから規模を大きくするという時代ではない中で、どうやって地域経済を活性化していくかを考えたときに、やはり地域でどれだけお金を回すことができるかだと思うんですね。確かに、人口を増やしましょうというのも大切なのですが、人口を増やすということは、どこから引っ張ってこなければいけないことなので、そういうことも含めて、地域でどれだけこれからお金を回すことができるのかと思うので、そういう観点からしたときに、例えばこの2つの市が新しいまちになったときに、例えば、商業はどんな形にすべきなのか、工業はどんな形にすべきなのか、例えば、もっと工場を呼んできて工業出荷額を増やそうというまちづくりをしていくのか、そうではなくて、もう少し研究開発型のところを呼んで、もう少し付加価値の高い工業をやっていくとか、商業に関しても、もっとお店を呼んてきて、たくさんお店をつくってやっていくという話なのか、あるいはそうではなくて、空き店舗に

なっているところをどういう風に生かしていくのかという考え方なのか、そういうことも含めたことが必要なような気がするのです。ですから、その辺りは今後の具体的な話になって出てくるのかどうか、私はよく分からぬのですが、そういう意味で、今のこの流れですと、16ページ以降に書いてある、こんなまちにしたいですねという基本的な方針と、この2つの市が一つになったときの財政が、こうやってよくなりますよというのがどうも繋がってこないのです。それは商工会議所の仕事だと言われるかもしれないですが、やはりもう一回、一つは市役所の財政の話と、まちの経済という観点から見たまちの姿、あり方というのは両方語らないと、新しいまちの姿は描ききれないのではないかと思いますので、単なるとんちんかんな意見であればそれで構わないのですが、強く感じておりますので、発言させていただきました。ありがとうございました。

加藤会長

ご意見ありがとうございます。今、鈴木委員がおっしゃった点については、この中でいくつか触れている箇所がありまして、もちろん定評的に触れるることはできないのですが、方向性としてそれぞれの市がすでに取り組んでいる観光商業的な取組、また、工業団地の誘致的な取組、もちろん足元の商店街の活性化、当然いくつもの切り口があって、それは先程、森住委員や奥津委員のお話にお答えしたように、各論の話は相当程度いろいろあるわけでございます。あれかこれかという議論よりも、今はさまざまなことをできる限りやらなければいけないという状況にありますので、そういう中で、例えば30ページには地域産業の活性化という中で書かせていただいておりますし、その前のページにも、観光の活性化ということで書いているように、いくつかの点については、重点的に特出しをしておりますけれども、こういったものの数字的な裏付けを持った具体的な政策のすり合わせと、量的な把握というのは、まさにこれから先の具体的な作業の中で当然出てくると思いますが、今回のまちづくり計画の案の中では、こういった形での記載に留まっておりますので、商工会議所の会頭としてはいささか物足らないかもしれません、ご了承いただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは、一定のご議論をいただきました。たくさんご意見をいただきましたので、今後、次回の取りまとめに向けては、反映できる部分、皆さんからいただいたものの趣旨等をくめる部分については、できる限り工夫をして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続いて、第5章について、事務局に説明を求めます。

松岡副事務局長

それでは、「第5章 新市における公共施設の配置の考え方」について、ご説明させていただきます。

38ページをご覧ください。

新市における公共施設の配置の考え方につきましては、合併により、機能が重複するなど、余剰となる公共施設が生じる可能性もあることから、合併後の公共施設のあり方を考える上での基本とする方針を示しております。本計画において、新市の公共施設の配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮することを第一義とし、新市における地域特性や配置のバランス、将来の財政負担等を考慮しながら、統合や整備を進めていくとしております。また、合併により、機能が重複するなど、余剰となることが見込まれる公共施設につきましては、本計画では、合併が是となって以降、合併までの準備期間に、両市がそれぞれ進める再配置の検討を一本化し、新市としての公共施設の再編に係る検討を開始するとともに、再編の方針を取りまとめ、短期的な再編の対象とされた施設については、合併後の5年間程度を目途に再編を目指すとしておるものでございます。なお、両市では既に公共施設の配置について検討が進められておりまして、小田原市では市有施設の管理運営に係る基本方針や公共建築物マネジメント基本計画、また南足柄市では公共施設等総合管理計画が策定され、公共施設における基本的な方針を示すとともに、今後のマネジメントの方針や取組内容が示されております。これらの方針を基に、小田原市では、今年度から来年度にかけて、公共施設の複合化や統廃合を含めた公共施設の再編計画の策定を進めており、保有する延床面積の2割程度の削減を目指に取り組んでいくとしております。また、南足柄市においても、今年度から公共施設の複合化や統廃合を含めた公共施設の個別施設計画の作成に取り掛かっているところでございます。

次に、合併後の公共施設のあり方を考える上での参考資料としまして、前回お配りしております資料2「小田原市・南足柄市の公共施設の現況」について説明させていただきますので、資料2をご覧ください。

資料2は、両市の公共施設を施設種別ごとに大まかな分野で分類し、個々の施設の状況や分野ごとの比較ができるよう一覧にするとともに、他市との比較も併せて考察を加えているものであります。両市が合併した場合に、県内の同規模他市と比較し公共施設の保有

面積の合計が多いことや、公共施設の重複が想定されることから、それぞれの施設種別ごとの状況なども考慮しつつ、合併後の市域全体を俯瞰し、公共施設総量の削減という意識を持って検討を進めることが必要であるとして、考察でまとめているものでございます。

以上で第5章の説明を終わらせていただきます。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」、第5章の説明がありました。合わせて、前回お配りした資料2「小田原市・南足柄市の公共施設の現況」も、若干説明させていただきました。合併後の公共施設のあり方については、過去の協議会の場において、皆さんからも非常に問題意識をもって問題提起されたところでございまして、このまちづくり計画の中で、基本的なスタンスとして触れさせていただいたものでございます。これについて、いろいろと皆様方もご意見、お考え等おありになると思いますので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいいたします。また、新市まちづくり計画に反映することは難しいといったとしても、今後合併に際して、こういった公共施設の統廃合をこのように進めていくべきではないか、そういったご意見等もあれば併せていただきたいと思いますが、ご意見ある方は挙手にてお願いたします。

奥津委員、どうぞ。

奥津委員

一点確認させていただきたいのですが、資料2の5ページの「⑥文化施設・市民活動等利用施設」という項目があるのですが、これには公民館というものは入っているわけですか。

松岡副事務局長

公共施設としての公民館、いわゆる中央公民館は含まれております。いわゆる地域公民館については、こちらの中には含まれていないということでご理解いただければと思います。

奥津委員

自治会の公民館は、含まれていないということですね。分かりました。

加藤会長

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

この公共施設については、ここでお示しをしておりますとおり、合併の方針が決まっていった後に、それぞれの市においてすでに検

討に入っております具体的な公共施設の統廃合、機能の複合化、こういったものについて議論を踏まえながら、議論していくということで、言わば今回の合併の推計によるところの行財政改革効果18億円のプラスの上澄みの部分の議論として、これから出てくることになろうかと思います。また、今日も、両地域の地域コミュニティ関係の皆様方もいらっしゃっておりますけれども、これから地域コミュニティの拠点をどうするかですかとか、また一方で、複数ある支所をどのようにまとめていくか、そういういろいろな要素が絡んできますけれども、いずれも、いずれの市民にとっても重要な問題でありますので、それぞれの市の方で、あるいは議会も含めて議論を十分踏まえて、きちっと時間をかけて議論をしていくことだと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

5ページ目の文化施設のところですが、この後段のところでホールの話が出てきていますけど、この議論は、現在の小田原市民会館と南足柄市の文化会館について検討されていて、今後は、最後のところに書いてありますように、単に機能の重複に着目した議論ではなく云々と書いてありますので、今小田原市は新しい市民ホールを整備するという風に動いているわけなので、そういう、ここに書いているような観点で、その推進の検討をされている、検討するということで理解をしてよろしいでしょうか。

加藤会長

すみません、もう一度、ご質問の趣旨を確認させてください。

鈴木委員

5ページの⑥の3つ目の最後のところに、今後の検討の方針と言いましょうか、「利用の状況を踏まえつつ、利用者の意見や求められているスペックなどを整理し、あり方や配置について検討することが必要である」と書かれていますが、現在、小田原市の方で検討されている新しい市民ホールについても、この観点で、対応、対処する、そういう理解でよろしいのでしょうか。

加藤会長

これについては、鈴木委員から何回かそういったお話を受けたときに、私から現状と基本的な認識をお話ししましたけれども、この現在小田原で議論しております市民ホールにつきましては、ご承知のように4半世紀を超える懸案ということで、ここでいよいよ事業

者の募集のプロセスに入っております。これについては、この合併の協議の結果に関わらず、整備に向けて推進をするということで、動いております。また、南足柄市の文化会館についてもここに書いてあるとおり、今すでに住民が利用されているということの中で、この2事業については、先程の財政推計の前提となるところで、市民ホールの整備というのも事業費に入っておりますし、この南足柄市さんの文化会館も基本的に存続しながら、その先のあり方において、ここの5ページ⑥の後段に書いているような、機能のあり方については、今後の議論の課題としていくということでございまして、当面の整備自体をこの観点でどうこうする議論ではないということで、ご理解いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、この第5章についてのご質疑は以上ですので、先に進めさせていただきます。

最後に第6章について、事務局から説明をお願いします。

松岡副事務局長

「第6章 新市の財政推計」についてご説明させていただきます。
39ページをご覧ください。

新市の財政推計は、本計画の計画期間であります平成32年度から平成42年度までの11年間について、第1章で示した2市のそれぞれの財政推計で示した収支を合算し、合併による効果を見込むとどのように推移するかを示したものでございます。作成に当たりましては、両市それぞれの財政推計における歳入歳出差額の累積額をベースとして、合併に伴う歳入歳出の増額見込み額を算入しております。

まず、「1. 合併による効果の考え方」につきまして、「(1) 合併により見込まれる歳入効果」では、普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替と、合併移行経費に対する特別交付税措置を見込んでおります。合併算定替は、合併後の10年間、合併前の自治体が別々に存在するものとみなして計算した交付税額の合計を下回らないよう配慮する特例措置が適用されるものであります。合併移行経費に対する特別交付税措置につきましては、合併後の一体性の確立に必要な電算システムの統合経費等に対して、特別交付税が措置されることから、対象となる経費の50%相当額を算入しております。

続きまして、「(2) 合併により見込まれる歳出効果」では、合併移行経費、人件費の削減効果、事務事業の統合等による効果を見込んでおります。合併移行経費につきましては、電算システムの統合

経費等を、合併に必要な初期投資として算入しております。人件費の削減効果につきましては、合併後の5年間で120人の職員の削減を見込み、相当する人件費の削減を効果として算入しております。事務事業の統合等による効果につきましては、2市で協議しましたそれぞれの事務事業の調整により見込まれた個々の事務事業の増減額を積み上げた額を算入しております。

お配りしました資料の40ページをご覧ください。

「2. 新市の財政推計」ですが、「(1) 両市の累積収支の見通し」では、第1章で示した両市それぞれの財政推計に示されている各年度の累積収支と、両市それが進める行政改革による効果額を重ねて、それが目標とする行革を進めた上で、財政収支が2市全体としてどのように推移するのかを示しております。平成42年度までに、小田原市では約202億円、南足柄市では約102億円、両市を合わせると約304億円の累積の収支不足が見込まれております。これに両市が行革の目標として掲げている平成42年度までの累積で約197億円という額を加味してもなお、表中右下の隅に示すとおり、平成42年度には累積で約107億円の収支不足が見込まれる状況でございます。

41ページをご覧ください。

次に、「(2) 合併に見込まれる効果」では、合併による効果の考え方に基づいて見込まれる歳入と歳出の効果額を、年度ごとに示しております。歳入の効果である合併算定替については、普通交付税額と、特例により見込まれる交付額との差額を算入しており、特例が終了した平成42年度には、約4億円程減額する見込みとなっております。歳出の効果として合併移行経費では、電算システムの統合経費や退職手当組合の清算に係る経費などを、初期投資として合併初年度に算入しております。人件費の削減効果及び事務事業の統合等による効果については、合併から5年後の平成36年度にそれらが完了するものとみなし、平成37年度以降は、効果額を据え置いております。この結果、合併による効果としては、表中右下の隅に示すとおり、平成42年度までに約150億円の累積効果が見込まれております。

以上を踏まえて、「(3) 新市の累積収支の見通し」では、(1)で示した両市の行革効果額を見込んだ累積収支に、(2)で示した合併により見込まれる効果を重ね、新市としての財政収支が、全体としてどのように推移するのかを示しております。(3)の表「新市の累積収支の見通し」の上段の行革効果額を含む両市合算の累計収支で

は、平成42年度までに約107億円の収支不足が見込まれていたのに対し、表下段の合併効果として約150億円を算入すると、収支不足の解消が図られる見通しであります。

以上で第6章の説明を終わらせていただきます。

なお、「第7章 中核市移行基本計画（案）」及び「第8章 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」につきましては、協議第36号及び第37号の協議を踏まえて、調整させていただくということで、今回の説明は割愛させていただいているものでございます。

以上で「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」の説明を終わらせていただきます。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」、第6章の説明がございました。ここで、以前の会議で委員から、新市の財政推計に対する評価についてご意見をいただきおりました。本日は、専門分野でございます大杉委員、牛山委員ともにご都合によりご欠席でございますが、このことについて事務局から何か情報等ありましたらお願ひします。

松岡副事務局長

新市まちづくり計画の財政推計についてということで、過日、大杉先生と牛山先生に、財政推計の条件、与件、また、合併効果額の算定の考え方ということで、説明をさせていただきました。本来なら、この場で両先生からご発言をいただきたいところでございますが、ご都合にご欠席ということで、予め書面でご意見をいただきてございますので、私から読み上げさせていただきます。

大杉先生からは、「すべての事務事業を確認したものではないので、形式的な面が中心となるが、財政推計については概ね問題はない」というご意見をいただいております。なお、「この財政推計で示されるものは、合併手続きに即して現行制度で見込める範囲のものであり、推計に中核市移行や広域連携による効果が含まれていないことは当然であるが、今後留意すべきである。また、現時点では無理であるが、公共施設管理計画と突き合わせた見通しもあった方が良い」というご意見も併せていただいております。

牛山先生からは、「財政推計については、概ね問題はない。ただし、これらの推計は、一定の条件を与えた上での数字なので、条件の変更や環境変化による影響を被ることで、このとおりにならないこと

があることは当然である。」と。「合併に伴う行革効果については、職員数の減少や行政効率の向上が図られることで一定の成果が得られると推定されるが、そのことによって住民サービスが低下することがないよう、行政マネジメントについての工夫や職員の能力向上など、政策的な対応が不可欠となると考える。」また、「中核市移行に伴う財政負担増などについての見通しを明らかにするとともに、新市と他町との広域連携を強化することで、行政の効率化を図ることが求められる。」最後に、「合併はゴールではなく、スタートラインであることを確認し、こうした合併シミュレーションを基本しながらも、新市における公共施設のあり方などについての検討、協働施策の推進などにより、財政効率を高める努力を重ねることが求められる。」というような形で、両先生からご意見をいただいているものでございます。

加藤会長

ただいま事務局から、協議第35号第6章の説明と、本日はご欠席であります、大杉委員、牛山委員からの評価についてのコメントを発表してもらいました。新市の財政推計の考え方等について、皆様からご意見、ご質問等いただきたいと思います。

今村委員、どうぞ

今村委員

先程、武松委員が言いたいことはこれかなと、私も思っていたのですが、最初に小田原市の行財政改革の効果というのが11ページにあって、今回差し替えで南足柄市の行財政改革効果というのが14ページにあって、それぞれ財政推計を基本に書かれているわけですが、その合併した後どうなるかというのが40ページに書いてあって、という流れなのですが、この財政推計を見ていていつも思うのですが、例えば、南足柄市さんは31年までに2.9億円の行革効果額を達成することを目標、小田原市は34年に14.5億の行政改革を達成することが目標だと。その数字がずっと置いてあるんですね、42年まで。そうすると、例えば小田原市で言えば、平成42年には42億円足らなくなる。そうした場合、この記載の仕方として完結していないと思うのです。小田原市の行財政改革の効果としてはこのようになっているけれども、行革効果額を見込んで平成42年には42億円の収支不足になると。そうした場合に、例えば平成38年にまた10億円規模の行財政改革を行わなければいけないという形で、最後の11ページのまとめの文章に入ってくるとすごく分かりやすいと思うのです。要するに、単独でやる

と14.5億円を減らすのは大変だけど、またさらに38年頃に減らさないといけないと、そういう状況なんだという方が分かりやすいと思うのです。例えば、14ページの南足柄市さんの差し替え資料を見ると、平成42年に64.4億円という数字が置いてあります。これも、31年から2.9億円という行革効果額がずっと同じ額で置かれているんですね。ところが、この64億円を埋めるためには、例えば、平成35年に新たに8億円の行革をしないといけないと、こういうような文言が少し入るだけで、やはり単独の市いろいろな工夫をして苦労しているのに、さらにその上、行革をしないとなならないのかという実態が見えてくると思うのです。それで、行革の最後のまとめの資料の数字に入ってくると、見ていて非常に分かりやすいと言いますか、一回の南足柄市さんが2.9億円、小田原市が14.5億円、この行革をやっていく中で、70億円のマイナスが想定されるけれども、合併することによって、その効果額でこれだけプラスになると、資料として非常に完結すると思うんですよ。そのところが欠けているような気がするのですが、いかがでしょうか。

加藤会長

ご指摘ありがとうございます。事務局どうでしょうか。

松岡副事務局長

確かに、この資料のつくりの中では、章が別れているということもありまして、分かりづらい部分もあるかなということで、ご指摘の部分を踏まえて、事務局で再度調整をさせていただきたいと思っておりますが、ベースの部分につきましては、両市の特別委員会も含めて、議会の方へご説明させていただいたものをベースにつくっているということで、こういう形になっております。いずれにしましても、ご指摘いただいた部分を含めて、表現につきましては、そこまでしっかりと書けるかどうかということはありますが、調整をさせていただくということで、修正案については、次回ご提示する方向で考えていきたいと思います。

加藤会長

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。
武松委員、どうぞ。

武松委員

41ページの合併効果のところなのですが、ご説明がありましたように、人件費の削減とか事務事業の統合による効果ということで、それぞれ6.1億円と11.4億円と、36年以降は据え置いてい

ますけれども、実はこのところの特に人件費で言えば、例えば定年退職者数は、今の職員数から言えばある程度想定できますし、普通退職者数も見込めば、見込めなくもないのではないかと思うのです。そうすると、効果額を平成36年以降一定額に置くというのはちょっと雑すぎるというか、もっと各年度に定年退職者数も相当違うはずですから、もっとバラつきが出るはずなんですよ。それはちゃんと加味すべきではないかと思うのです。結局、この合併効果というのは、一番どれだけ出るかというのはまずスタートになると思うので、その正確性をもっと期すべきではないかと思うのです。ですから、合併効果額もそうなのですが、小田原市もそうだし南足柄市の人件費の推計もそうなのですが、もう一段階踏み込んで、もっと正確性を期すべきではないかと思うのです。大学の先生の方はこれでいいということだったのですが、私はもっと踏み込むべきだと思います。その点について、お伺いします。

柳澤事務局員

財政推計の部分で、まず退職者の人数の部分ですが、今回、合併により見込まれる退職者の人数というものを、合併から5年間で削減できる部分は120名程度という形で置かせていただいて、積算させていただいて、今回の数字は出ています。ですから、5年間まで削減できる人数がそこに含まれているということで、それ以後、退職される人数に関しては、各市が見込んでいる当初の財政推計の中で、もう退職される方の分は推計上見込んでいるという形をとっています。

武松委員

そうすると、効果額がずっと一定というのは、もう退職しているのだから、効果額がいつまでも引き続き、いつまでも儲かるみたいな話になっていて、この数値は本当なのかなと疑問に思います。この数値の見込みを、もう一度説明願います。

柳澤事務局員

この財政推計上の数値の見込みで、36年度に出た、合わせて17.5億円と歳出効果額がなっておりますが、その数値が横並びでずっとスライドされているというのが、これは推計上の考え方と言いますか、表現の仕方ということになってしまふと思うのですが、一度出された効果に関しては、翌年度、その人たちがまた増えるということではないので、そのままの効果がずっとベースとして残り続けると、前の年の効果がそのまま残り続けるという形で推計されているということになっております。

武松委員	それは分かるのですが、退職者不補充だとか、実際にもう効果が明確に出たとすれば、それがずっと続くという算定というのは、ちょっと合併効果をよく見せるための数値のように見えてしょうがないのですが、その正確性をもっと聞きたいんですね。今のご説明だとちょっと納得できなくて、人員を減らしたら、もうその次の年からは払うお金はないわけですから、ベースが変わってくると思うのです。それをずっとというところが納得できないので、説明をお願いします。
柳澤事務局員	合併による職員の退職等による削減の効果ということが、5年間で120名という形で、36年度までに120名と置いております。当然それは5年間の中で、退職の不補充という形での削減ということになってきます。その部分に関しましては、もうそこで一度退職されていますので、その効果が引き続き残っていくということで、推計を出しております。
加藤会長	基準日から見て、その差額が残っているという、効果が続いていることですよね。
武松委員	当初の120名を減らすということで、もう減ってしまっているという認識ですか。
柳澤事務局員	合併当初の32年度と比較して、120名が、すでに5年後の36年で減ってしまったということで、スライドしている形になっています。
武松委員	そうしますと、その後の職員は、平成36年度以降はある程度一定になるという見込みで推計したということですね。
柳澤事務局員	職員の人数が一定になるというよりも、あくまでも合併の効果として一定になるということです。
武松委員	とりあえず分かりました。

加藤会長

その他いかがでしょうか。

それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので、「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」は、これまで第1章からただいまの第6章までいろいろご意見をいただきました。また、表現の工夫、注釈等についてもいろいろご意見をいただきましたので、次回第9回会議ませに最終案をつくるべく、事務局も含めて作業させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、開始から2時間程経過しておりますので、10分程度休憩をとらせていただきます。再開は、4時15分でお願いいたします。

<暫時休憩>

加藤会長

それでは、休憩前に引き続きまして、協議会を再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、審査順序表の3、【中核市関係項目】、「協議第36号 中核市への移行について」を議題といたします。

この協議第36号につきましても、前回の会議で協議案をお示しいたしまして、その具体的な取組にかかる方針案を取りまとめた「中核市移行基本計画（案）」をご説明しているところでございます。委員の皆さんにおかれましては、前回から今日に至る間でお目通しいただいたものと存じますが、協議に先立ちまして、改めて計画案のポイントを中心に説明をさせていただきます。

事務局、説明をお願いいたします。

早川副事務局長

「協議第36号 中核市への移行について」に関しまして、「中核市移行基本計画（案）」の主なポイントをご説明させていただきます。

「中核市移行基本計画（案）」は、合併後の市が中核市に移行するとした場合に生じるメリットや課題を整理するとともに、移行に向けた取組方針の案をまとめるものであります。

まず、1ページをお開きいただきまして、「中核市移行基本計画の策定趣旨」についてですが、中核市に関する議論の背景として、国全体として推進している地方分権や都市制度改革の動向から記述を始めております。少しここに記述していないことも含めての話になりますが、まず、地域に関することは地域の行政が担うべきとする地域主権については、憲法で保障され、地方自治法等により制度化

されているところであります。それまで都道府県が担っていた事務権限を基礎自治体に移譲することによって、住民に最も身近な基礎自治体が地域の実情に合わせてきめ細かくサービスを提供できるようになります、というのが地方分権制度の趣旨であります。もちろん、基礎自治体は全国大小さまざまにございますので、その規模に応じて、また地域の要請に応じて、適切に権限を移譲するという取組が続いているわけであります。この地方分権における事務権限の受け皿であり、また地域の行政主体たる基礎自治体の機能を定めるのが都市制度であり、現在、指定都市、中核市、一般市、町村といった区分がなされ、その事務権限には大きな差が設けられております。指定都市と中核市には、政令の定めに基づいて都道府県の事務権限の一部が移譲されており、一般に指定都市は都道府県事務の8割を担い、また、中核市は都道府県事務の6割を担っていると言われております。指定都市や中核市は、一般市より多くの事務権限を持つことで、その地域の住民に対する主体的な責任を持って、行政としての役割を果たすことができる、ということになってまいります。こうした法制度の趣旨から考えますと、法定の要件を満たした一般市が中核市を目指し、中核市が指定都市を目指すというのは、理に適った選択であるということが言えます。併せて、近年の都市制度改革では、国土形成において、大都市と一般市町村とを峻別する政策が顕著になってきてることにも留意する必要があります。平成26年的地方自治法の一部改正により、中核市の人口要件が20万に引き下げられ、特例市制度は廃止されました。これは、人口20万程度の都市であれば、一定以上の事務権限を受け持つて自立的に行政運営を行うことが可能であるという判断がなされたものと考えられます。また同時に、人口20万以上の都市は、その生活機能、経済機能、都市機能の集積をもって、周辺の市町村を含む地域圏の存続・共栄のために中心的な役割を担うことができる、またそうすることが適當であるという、言わば国土の拠点として位置づけていくとする意図が窺えるものでございます。神奈川県西部においてそのような役割を担い得る都市、中核市になり得る都市は小田原市、または合併後の新市以外になく、小田原市が国土の拠点として、また神奈川県西部の拠点としての役割を失えば、人口減少時代における県西地域全体の展望が開けないということにもなりかねないわけでございます。こうした意味で、小田原市または合併後の新市は、基礎自治体としてのあり方の選択が迫られているという状況にあります。

ただし、もちろん中核市への移行にはさまざまな課題も想定されます。主な課題としては、移譲される事務を担い得る人員人材の確保、事務を執行するための施設・設備の整備、それらを踏まえたうえでの財政収支の見通しといった点が挙げられ、加えて、行政窓口が県から市に変わることなどに伴う市民生活への影響も考慮する必要があります。

そこで、この計画案におきましては、1ページの下段に記述しているとおり、こうした条件が整えば、中核市への移行を目指すべきであるとし、そのために、中核市移行の効果、メリット、課題を精査するとともに、今後両市が合併した場合に、新市として円滑に中核市に移行することができるよう、その基本的な方針案として、この計画を策定する、と記述しているものでございます。まずは、こうした地方分権と都市制度改革への対応として、中核市への移行を目指すとする策定の趣旨につきましては、委員の皆様にご意見を頂戴できればと考えております。

以下、計画案の内容につきましては、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、2ページから4ページにかけては、「中核市制度の概要」を整理しております。

2ページの表は、指定都市、中核市、特例市の持つ権限の違いを示してございますが、中核市の指定の「要件」の欄に「人口20万以上」とある部分につきましては、平成27年3月末に特例市であった市については、人口が20万を下回っていても、平成32年3月末までは中核市の指定を受けることができるとされているところでございます。

3ページには、県から移譲される事務の数を記載しております。移譲が見込まれる事務は、2、147の事務であり、そのうち約6割が保健所の設置に伴う保健衛生行政分野の事務となっております。

続いて、5ページから8ページにかけては、「中核市への移行による具体的な効果」を整理しております。

5ページの「包括的なサービス提供等」、6ページの「事務の効率化」と「独自性を発揮した特色あるまちづくりの推進」、7ページの「地域保健衛生行政の充実・強化」などが、中核市への移行のメリットと一般的に言われているところでございます。具体的には、例えば、特定疾患に係る小児医療費の申請や、母子保健における特定不妊治療費の助成については、市が実施できるようになることで、

妊娠前から出産、子育てまで切れ目ない支援が可能となり、また、身体障害者手帳については、市で申請・受理及び交付ができるようになることで、処理期間の短縮が見込まれるなど、市民に最も身近な行政体である市が、県に代わって市民生活に関わる多くの事務を直接取り扱えるようになることで、さまざまな効果が期待されるものであります。

続いて、9ページと10ページには、「中核市への移行に当たっての基本方針等」を整理しております。

基本方針として、「権能強化による幅広い施策展開と、きめ細かく高度な行政サービスを実現する」、「合併後の市が進める諸施策の強力な推進力とする」、「県西地域の中心的都市としての存在感、発信力を高める」の3点を挙げたうえで、移譲事務については、既存事務との統合や、実施方法の効率化を図ること、県が実施している任意事務については、必要性を見極めて移譲を受けること、財政負担については、歳入増加の範囲内とし、初期投資も抑制する、として、保健所等の施設は既存施設の活用を図る、といった方針を挙げております。移行の時期につきましては、9ページの最後に記述しておりますとおり、合併後3～5年程度での移行を目標とするとしております。これは、合併と中核市移行に同時並行で取り組む場合には、事務負担が膨大なものになりますことから、合併後に具体的な準備作業を行うこととして事務負担の平準化を図るとともに、その際に合併によって生じる余剰人員を中核市への移行に活用することが、人事管理上有利になると見込まれるためでございます。

続いて、11ページから18ページにかけては、「中核市への移行事務の実施方針」を整理しております。

11ページの職員関係の部分では、中核市への移行にあたり、移行に伴う事務量の増加や高度に専門性を要する事務に対応するため、専門職を含めた職員の増員が77名必要と積算しておりますが、今後、既存事務との統合や業務委託の範囲等の精査を行い、最終的な増員数を判断するとしております。また、中核市移行の前後に知識や技術の習得のため、職員派遣による実務研修等を実施できるよう県等と調整していくこととしております。

次に、12ページ下段の保健所施設の整備についてですが、イニシャルコストを抑制するとともに、保健福祉施策を一体的に展開するねらいから、小田原市保健センター内、もしくは南足柄市保健医療福祉センター内に整備することを優先的に検討していくこととしております。ただし、これらの既存施設におきましては、必要

面積の確保等の課題も想定されますため、こうした課題の解消が困難な場合には、保健所機能の分散配置を含め、他の施設の活用についても今後検討していくこととしております。

最後に、19ページの「財政への影響」についてであります。中核市への移行に伴う歳入と歳出の影響額を試算して集計しました結果、20ページの表に記載のとおり、毎年度の経常的な経費におきましては、1億4千万円余の余剰が生じる結果となっております。こうした試算にはもちろん年度による変動もありますが、いずれにせよ中核市への移行に伴って財政的に大きなマイナスが生じるとは見込まれない推計結果となっております。なお、この試算には、施設整備等に係る初期投資経費や検査機器等の経費については見込んでおりませんので、今後保健所整備計画等を策定する際に、改めて精査することとしているものでございます。

以上が、中核市移行基本計画（案）の概説的な説明でございますが、冒頭に策定趣旨のところで触れましたとおり、地方分権の受け皿となる基礎自治体としての権能の強化を図り、地域課題を自律的に解決することのできる総合行政体を標榜するという意味で、中核市への移行は望ましいものであり、その是非の判断の条件として挙げました、人員、施設・設備、コストについては、想定される課題に解決の見込みが立つという検討結果となりましたことから、中核市への移行を是とする本計画案を提案するものでございます。

なお、中核市への実際の移行の手続きにつきましては、合併後の新市において改めて本計画案の方針に沿って検討・調整したうえで決定すべきものと考えておりますので、当協議会における本計画案の取扱いとしては、合併後に中核市に移行するとした場合のモデルプランであるという意味において、案の状態のまま承認していただくことを想定しているものでございます。

以上で「協議第36号 中核市への移行について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第36号 中核市への移行について」の説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

今村委員、どうぞ。

今村委員

今説明していただいた19ページにまとめてあるので伺いたいのですが、人件費の部分です。5億5千2百万円の見込みということで、69人と試算があります。保健所を設置するので、専門職等の人件費だと思うのですが、今回中核市の案ということで、深くやる必要はないと思っているのですが、合併における人件費の効果額が6億円だかあったかと思うのですが、そのうち、合併後、中核市に移行すると5億5千2百万円が減っていくと。そしてさらに、実はこの間の議論ではしませんでしたが、地域手当は今南足柄市さんはありませんので、小田原市と同じような形で地域手当等を反映すると、合併後、中核市に移行した場合には、人件費的な合併効果額はなくなると、そういう判断でよろしいでしょうか。そこだけ確認させてください。

加藤会長

事務局、お願いします。

早川副事務局長

中核市への移行の財政への影響につきましては、合併をした後に、改めて是非判断をすべきものとしまして、その経費ですとか、財政への影響につきましては、合併とは切り離して算定をしているところであります。この中核市への移行に関する財政への影響につきましては、19ページ、20ページに記載しておりますけれども、中核市への移行に伴います権限やサービスを拡大することに伴って、当然人件費も拡大すると、そういった部分は基準財政需要額の増などによる歳入の増分によって賄うことができるということで、ここは独立した収支の中で解決できるという判断でございますので、この中核市の移行によって新たに経済的な負担が発生する、あるいは合併の効果を食ってしまうということはないと考えております。

今村委員

もう一度確認しますが、今のお答えで、基準財政需要額等でその部分が見えるので、ここで言う人件費については、合併と切り離すというお話が先程ありましたが、合併とくっつけて考えても、影響がないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

早川副事務局長

これにつきましては、合併と中核市を今、時間差で設定した想定で算定をしておりますけども、これは合併と中核市移行、同時並行とした場合でも、別々に算定できるものでございますので、合併の効果を中核市移行で食ってしまうということはございません。

加藤会長	武松委員、お願いします。
武松委員	<p>中核市ということで、一番の危惧はやはり保健所だと思います。保健所のところで、ここには盛り込まれていると書いてありますけれど、やはり経費をきちんと明確にしておかないと、例えば衛生検査機器であるとか、試薬であるとか、検査委託費というのは、たぶん今の県の小田原保健所の方の数値を持ってくれば、大体概算、検討がつくのではないかと思うんですね。そうしたものを入れたり、現在、検査機器なども、どういった項目が入っているかというのは明らかになっていると思いますので、そういうものを数値として盛り込んでおく必要があると思います。イニシャルプラス検査のときのランニングコスト、まずそうするべきだと思います。今後の保健所行政と言いますか、温暖化等もありますし、ヒアリが来るですか、デング熱だとか、かなり国際的だとか広域的になる可能性があって、それをこの市で単独で本当に貰えるのかというところが非常に心配をしております。私は、県の保健所があるのであれば、そこで対応していただいた方が、両方とも背伸びをして小田原市がやる必要はないと思っているのですが。まずその数値のところですが、いろいろ言ってしまいますが、基準財政需要額で14.1億円と見込んでいますけども、基準財政需要額が14億円増えたからといって、例えば地方交付税にいくら来て、臨時財政対策債にいくら来てとか、振り分けてくると思うんですね。今まで、基準財政需要額が14億円増えたら、小田原市に実際にどのくらい国からの交付金が来たか、そういうのは説明できますか。</p>
加藤会長	<p>1点目は、具体的なコストの積み上げをすべきではないかとのお話、2点目は、保健所の業務の内容について、2点のご質問ですね。</p>
早川副事務局長	<p>1点目の初期投資経費につきまして、保健所の施設の設置方針ですとか、あるいは、検査等を含めた中核市事務の外部委託等の範囲などによって大きく異なってまいりますために、この計画案には具体的には記載していないというところでございまして、これはいずれにしましても、この計画案の基本方針としましては、保健所は新設ではなく既存施設を活用すること、また、衛生検査の業務につきましては、必要性や効率性に応じて、外部委託を積極的に検討していく、したがって、その検査機器の導入というのは最小</p>

限に留めていくといったことを想定しております、いずれにしても初期投資経費はできる限り削減すると、これは当然先行市の機器導入経費等も調査しておりますけれども、そういうものはフルセットで揃えるということは現実的ではないという中で、できる限り削減していくことを大前提としております。その委託の範囲等をまだそこまでの細部検討は済んでおりませんので、ここでは、初期投資経費としては計上していないことになっております。それから、保健所業務の広域的な対応につきましては、市が単独で保健所を設置した場合におきましても、広域的な課題があれば、当然これは県や国と緊密に連携を図りながら実施していく、これが大前提でございます。また、市が保健所を持っている場合には、今度は国と直接繋がができる、そういうメリットもあるわけでございます。そういう点でそこは、発生した状況に応じて、必要な機関と必要な連携を図っていく、これは当然の対応と考えております。

加藤会長

あともう1点、基準財政需要額の減少に対しての質問がありましたが、これについてはいかがでしょうか。

早川副事務局長

基準財政需要額の増ということにつきまして、これは単純に交付税の増額としてここに記載できれば一番分かりやすいのですが、なかなかそれは算定上切り分けて表示すること、算定することはなかなか困難である中で、基準財政需要額という言い方をさせていただいております。いずれにしましても、交付税制度の変更に伴って、財源不足のリスクがあるのではというご懸念かと思ひますけれども、これは中核市へ移行するしないに関わらず、地方財政制度全体の課題となっているところでございまして、このことにつきましては、小田原市が参加しております施行時特例市市長会のみならず、全国市長会ですか、指定都市市長会、中核市市長会などからも国に対して、交付税制度の件について、働きかけを行っているといったところでございます。

村田事務局員

1点、補足させていただきます。20ページの「(3) 財政への影響」のところでございますが、ここの表のうちの歳出の中段、移譲事務の処理等に係る事業費の増、5億1千万円余の数字が入っておりますが、この中には、保健所での検査機器のいわゆるランニングコスト、メンテナンスコスト、こうしたものはここの中で拾っておりますので、補足をさせていただきます。

武松委員

メンテナンスコスト、ランニングコストの部分は分かりました。少し安心しました。ただ、歳入のところに基準財政需要額の増14億円をそのまま書くというのは、入ってくるか分からない、いくらに入るか分からないものを増として書いて、最後の収支見込みが1億4千万円ですか、プラスになる、財政的にメリットがあるという結論を導き出すのは、本当にご都合主義、まさにそのように思えてしまうんですね。元々、中核市というのは人口規模は30万でしたよね。それが、特例市制度がなくなって20万以上ということになったのですが、合併しても24万ですよね。その後、人口が減っていく、20万に近くなってくるという状況の中で、この保健所の事務を抱えるということは、分度に合わないのでないですかね。二宮尊徳は分度と言いましたけど、まさに分度をわきまえるべきなのではないですか。私の考えはそうなのですが、その点お伺いしたいと思います。

加藤会長

これは、施行時特例市の会のリストに入っていましたが、20万人を割るところという意味では例えば、鳥取市、他のいくつかの市が中核市へ移行する段取りにすでに入っています。人口については、武松委員がおっしゃったような20万人を切るようなところについても、移行に向かっています。これについては、先程事務局からお話がありましたけれども、この地制調の流れの中では、都市制度的に地方都市に一定程度の中核機能を持たせていく、そこが支えとなって、周辺のより小さな一般市、町等を支えていく、そういう国土構造になっていかないともたないであろうと、そういう大きな意味での地制調としての判断になります。私たちも、今武松委員がご心配のように、現状の中でさまざまな保健行政に絡むよういろいろな課題というのが具体的に出てきておりますけれども、その大変さということよりも、むしろ私たちはこの県西地域の中核市のあり方、あるいは県西地域全体の持続可能性ということを考えたときに、一定程度の権能や財源の受け皿をつくっておくということの方が、はるかに重要性が高いと思っています。施行時特例市に関連して各市の首長等も、そういう判断のもとに、いろいろな課題は当然ありますけれども、県からの移譲等については、それぞれの所属の府県等からも十分指導をいただきながら、適切に受けていく。当然課題もあるかと思いますけれども、そういった選択をしてい

くべきであるし、これは私の個人的な考え方ですが、これは好むと好まざるとに関わらず、そちらの道を選択し、将来に向けてその受け皿をつくっていくことが重要であると考えています。そういう中で、府内でも、この中核市移行に向けた、かなり細かな作業の積み上げも随分職員にさせましたけど、そういった中で、一定程度の見通しを得ている数字の、本当にかいつまんだまとめが、この資料に掲載はされております。確かに、財源の確保という点については、このことに限らず、いろいろな面で国の財源確保、財政状況が流動的な要素があるので、それを言ってしまいすると何事も成り立たなくなるわけで、我々もさまざまな首長会や各所管大臣等に直接ピーアールする機会を捉えて、財源確保については動いておりますけれども、それを確保していくということ、これは施行時特例市ののみならず、すでに中核市として動いておられる数十の都市と連携をして、今、国の方については強く働きかけをして、総務省、総務大臣以下、これについては歯止めをしていこうということで動いていただいているので、この点については、努力目標だと言われてしまえばそれまでですけれども、当然これは支えていかなければいけないということで、首長等が一丸となってやっている部分でもございますので、この点は私の個人的な見解でありますけれども、意見を言わせていただきました。

武松委員

協議第36号の最初のページの調整理由のところで、四角の中の上段で、財政面においてマイナスにならないこと等が見込まれるためというのがあるんですね。そこの根拠が、今の段階ではまだあやふやなのではないかと思えてしまうのです。1億4千万円プラスになるというところの裏付けがもっと確かにないと、この調整理由のうちの一つが崩れてしまうことになりかねないので、本当にこれを抱え込むのがいいのか、将来的には例えば、児童相談所だって中核市が今度担わなくてはいけないような話も出てきていますので、また新たな負担も増えてくるわけですよね。そうすると人員も増える、そうするとやはり、県で行っていただけることは県に行っていただいて、小田原に保健所がなければ、もちろん小田原市が中核市となってやるべきだと思います。ですが、役所のすぐ横にあるではないですか。それを今度、例えば保健センターに、酒匂に行くわけですよね。例えば、店舗で、箱根と小田原に店舗を持っている人だったら、箱根の分は県の方に行って、小田原の店舗の分は今度酒匂の方に行くとか、今まで1箇所で済んだのが、今度2つになったりする

わけですよね。そういうことを考えると、必ずしもメリットばかりではないのではないかと思うのです。ですから、まず財政的メリットが本当にあるのかどうかということを、もう少し踏み込んでいただけないでしょうか。

加藤会長

その点を、事務局からお願ひします。

早川副事務局長

財政への影響の中で、特に基準財政需要額の方でご懸念かと思いますけれども、この部分に関しまして、現行の地方財政制度の中で現在の状況を当てはめた中での試算ということで、全国の他の中核市移行の事例の中においても、移行したことによって大きく赤字が膨らんでしまったという事例は、私たちは聞いていないところでございます。それから、保健所を市が独自に設置することが非効率なのではないかといったご懸念かと存じます。これにつきましては、基本的には、地域に、住民に最も身近な行政が、地域の住民の保健衛生、福祉に責任をもって事務を行う、これが望ましい、これは地方自治の本旨でございますから、この要件を満たす市がそこを目指すというのは当然の権利として、これは否定されるべきではないと考えております。ただそこに全県的に見た場合に配置上非効率、こういったことは確かに起こり得る課題ではございます。これにつきましては、基本的には、広域行政体である県においての対応、これをまず求めていきたいところではございますし、また、実際そうなった場合には、県、市でしっかりと連携・協力しながら、できる限り非効率でない執行方法を図っていく、これが重要であると考えております。

加藤会長

ご心配の点もあるかと思いますが、それはこれから詰めてまいりますので、いずれにしても、これまでの研究成果、すでに先行している中核市等の状況も踏まえた中で、今回の推計等を出しているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、加藤委員お願ひいたします。

加藤洋一委員

この2市協議会では、合併議論と中核市移行議論が同時に行われている。そのことについて、私、南足柄市議会の調査特別委員会の委員長をやっておりますので、中核市移行についてどのような議論が行われているのかということについて、私の方から報告をさせていただきます。地方分権という大きな流れがある中で、中核市への

移行については、移行により権能の強化を図り、行政サービスをきめ細やかに、かつ、高度に展開することが、市民生活にプラスになるという考え方は理解もできますし、両市が合併して県西地域を牽引する中心市の役割を担っていく上でも、有効であると思います。また、中核市への移行時期についても、合併と中核市移行が同時に行われるのではなく、合併後、職員の確保、育成など無理なく準備が可能と思える3年から5年を目標に考えていくことも、適当な考え方だと理解をしております。しかしながら、小田原市さんとは異なり、南足柄市ではこれまで、中核市への移行など全く考えたこともなく、正直なところ、市民、議員、そして職員さえも、中核市制度について、いまだしっかりと理解できている状況とは言い難いと私は思っています。そのため、私たち南足柄市議会では、先週の金曜日に合併と中核市制度についての勉強会を開催しました。講師には、現役の総務省、自治行政局の担当課長さんをお招きいたしました。また、南足柄市議会の調査特別委員会でも、中核市移行について、焦点がぼけるので合併議論と切り離すべきなどの意見や、中核市移行に伴う財政効果額への質疑なども出されております。また、市民の皆さんにおかれましても、合併協議についてはこれまでの広報等を通じて、一定の周知が進んでいる一方で、中核市移行については、あまり理解が進んでいないと私は思っています。このような状況の中で、今後南足柄市では、合併等に係る市民のご意向を把握するため、市民説明会や議会報告会等を開催することになります。こうしたことを考えると、まずは合併について議論し、中核市移行については合併した後に市民の理解を得て移行を進めていく。つまり、合併の議論と中核市移行の議論は、一体ではない旨をはっきりさせておくことが必要であると思います。こうした南足柄市の状況をご理解いただき、会長にはぜひとも、なんらかのご対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

加藤会長

加藤委員、ありがとうございます。南足柄市の方でそういった議論、特に中核市に関する理解と言いますか、実感がなかなか出にくい状況にあるというお話は、理解できるところでございます。ご指摘もいただいたように、この案の中でも、移行に向けての検討作業、これは合併と同時ではなくて、3年から5年後ということで書いているわけでございます。また、これは言うまでもございませんが、合併した後の中核市への移行が、この協議会の結論をもっても、直ちに決まりだということではもちろんございませんので、その辺は

ご理解いただけたらと思います。ただ、いずれにいたしましても、私どものこの協議会での中核市に関するさまざまな周知、これが南足柄市の皆様方にまだ十分及んでいないこともありますし、私どももそういう本意ではないのですが、あたかも合併と中核市が同時にワンセットで進んでいくということで、その点は理解できないよ、という状況もあろうかと思います。これについては、今お話を伺って、そこは丁寧に対応する必要があると思いましたので、これは事務局の方でどういう対応がこれからできるか、どうですか。

早川副事務局長

今の委員のご指摘を踏まえまして、事務局としまして、この計画案の1ページの策定趣旨の部分で、一番下のところで、中核市への移行を目指すべきであって、それを進めるために本計画を策定するという断定的な書き方になっておりますけれども、ここにつきまして、基本的には、合併後の市において、移行の是非を判断すべきであることですか、また、住民の理解をしっかりと踏まえた上で、新市において判断する、そういう趣旨のことを書き加えることが可能かと考えます。

加藤会長

この1ページの（3）のところ辺りですね。この辺りに、そのような趣旨として書いてはなくはないのですが、より今の加藤委員のご報告、ご提案を含めて、より明晰にわかる形で表現できればと思いますけど、いかがでしょうか。

加藤洋一委員

結構です。

加藤会長

では、そういう形で中核市に関する議論については、合併がスタートイコール中核市ということではなく、そこについては切り分けをして考えていくことの趣旨は、今のご質問の趣旨が受け止められるような形の表現に、事務局の方で工夫をして案文の作成をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

その他いかがでしょうか。宗像委員、お願ひいたします。

宗像委員

南足柄市PTA連絡協議会の宗像です。先程の話に少し戻るのでですが、衛生検査の業務の方で、先程、病理検査などは外注されるということで、試算の方が難しいということで、機械も特に新しく買う予定は現状のところないというお話をされたのですが、例えば検診業務とか、そういうものに関して、例えば僕らで言うと骨密度の

検査とか胸の検査とか、そういうもので県の今やっている保健所の業務と、今こちらでやっている業務とで差異があるのかどうか、というのがもしあればお聞きしたいと思うのですが、今難しければ、次回でも教えていただけたらと思います。その理由といたしまして、外注できるものは、そこでお金が発生するのでいいと思うのですが、その施設に置いておかないといけない機器であると、高額の医療機器になると思うんですね。そういうところで、お金がかかってくるのかどうかというのを、少しお調べしてほしいと感じましたので、よろしくお願ひいたします。

加藤会長

ありがとうございます。具体に、いくつかの検診にまつわる項目についてのお尋ねでしたが、いかがでしょうか。

村田事務局員

ただいま宗像委員の方で、具体例として挙げられましたものの個々にということではございませんが、先程、外注というか委託ですよね、これは神奈川県さんであったり民間であったりいろいろあるかと思いますが、原則的には、基本的な考え方としてですけれども、対人サービスについては、やはりこれは直接的にやる必要があるだろうと。どちらかというと委託の方は、検査業務ですね。対人ではない部分、この部分については、件数の問題、効率性の話等も含めて、それからご心配いただいているようなランニングコストのところも含めて、これは委託という考え方があるだろうと思っておりますけれども、原則的な考え方としては、対人サービス、ここは外へ出しますと、そもそも中核市移行の効果のところがだいぶ割かれてしまう部分がございますので、そこは基本的には、コストがかかっても、対人サービスについては直接的にやっていくというのが基本的な考え方と考えております。そこも踏まえまして、先程も触れましたけれども、そうした機器に関するランニングコストにつきましては、現状の推計の中で見込んでいるところでございます。

宗像委員

ありがとうございました。

加藤会長

では、小野委員どうぞ。

小野委員

小田原市社協の小野でございます。中核市移行につきまして、いくつか資料に基づきまして質問したいと思います。基本的な事項で

すけど、資料の2ページの真ん中辺りに黒く塗っているようなところ、主な特例事務というのがございます。この中で、施行時特例市ということでございますけど、この施行時特例市というのは、経過措置と考えられますけど、いつまでが経過措置なのか、期限があるのかどうか、また、中核市に移行しない後はどうなるのか、やはり一般市ということになるのか、それと併せまして、今ここに掲載されております特例市の事務、これは引き続いて、新しい小田原市の事務として引き継がれるのかどうか、その辺の3点についてお聞きしたいと思います。

加藤会長

まず基本的な部分ですね、事務局お願いします。

早川副事務局長

平成27年4月に、改正地方自治法が施行されまして特例市制度が廃止された、その時に、特例市であった市が施行時特例市と呼ばれているわけでございますが、その施行時特例市の中でも人口が20万を下回っている市、これは小田原市を含めて全国で4市ございますが、これらの市は5年以内、平成32年3月末までであれば、ということで中核市の指定を受けることができる、それがその経過措置と言いますか、特例措置があるわけでございます。この特例措置の期限までに、中核市の指定を受けなかった施行時特例市につきましては、法律上は一般市という扱いになりますけれども、これまで特例市として実施していた事務については、都道府県が代わって執行するがないように配慮するといった定めがございます。引き続き、その施行時特例市において、執行し続けるものと定められているものでございます。

小野委員

引き続いて担当できるということで理解をしていきたいと思うのですが、中核市になりますと、それ以上に大幅に事務が増えるということで、この資料に記載されています。その事務の中の約6割が保健所事務ということも、先程説明がございました。保健所につきましては、先程他の委員からもいろいろお話がありましたけど、私も基本的には、24万の人口の市では、はたして運営ができるのかなと危惧しているところでございます。特に、保健所の役割の広域性については先程もお話がありました。それと問題は、11ページに保健所の職員、いわゆる専門職集団だと、医師や歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養管理士といろいろな専門職が掲載しております。これらの職員を一つの市で採用することの難しさとか、あるいはそ

の後の少数職種の人事管理の難しさというのも、当然心配されるわけでございます。それと併せまして、この4月から茅ヶ崎市が保健所を県から移管されて運営されております。その中で心配なのは、県立のときには茅ヶ崎保健所は茅ヶ崎市と寒川町が所管だったので、その寒川町部分について、県から委託されて、市立の茅ヶ崎保健所が仕事をやっているという状況がございます。その辺のところにつきましては、後程、広域連携のお話も議題になるようでございますけど、その広域連携の資料の11ページに、そういう委託されたということの取組事例が評価されているというような形で記載されております。また、広域連携の14ページでは、そのような委託を中心市として積極的に考えていくような表記もあります。県西地域の8町について、もしそのようなことがあれば、それはまさに県の肩代わりになっていくのではないかと、中心市になったとは言え、そこまでの責任を負う必要があるのかどうか、極めて危惧しているところでございます。そういうことになっても、地域によっては、特に足柄上地区については、県立の保健所の上センターがあるのでございますので、小田原市に移ることで、かえって利便性とか効率性が後退するということも考えられますけど、その辺の心配については、ここで今答えを求めるのも難しいかとは思いますけど、広域連携の資料を見た限りでは、結構積極的に受け止めていくような話ですけど、その辺についてはいかがでしょうか、方向づけとしましては。

加藤会長

事務局、お願いします。

早川副事務局長

大きく2点いただいたうちの、人員の管理の関係ですね。ご指摘のとおり、その保健所の業務に多くの専門職の配置が必要となりまして、特に採用ですか人事管理の面で、これは中心市移行の中でも最も大きな課題の一つと認識はしているところであります。これにつきましては、神奈川県が設置しております保健所ですか、また県内に6市が保健所政令市として設置しております保健所、こういったところとも課題を共有して、連携を図っていくということが必要な旨、認識をしているところであります。それから、保健所の設置の効率性のお話かと思います。これは先程もお答えいたしましたけれども、当然、市が独自に保健所を持てば、全県的には効率が下がる、これは避けられないところではありますけれども、これにつきましては先程も申しましたとおり、神奈川県に対応を求めてい

きたいと思っておりますし、市としても可能な限りの協力・連携を図っていくと、これは当然必要かと思っております。それから、町の分の事務を積極的に受託するといったお尋ねをいただきましたが、ここは積極的にそういった対応が、これは今お話ししましたような全県的な効率性の問題ですとか、そういったものも含めた中で、そこは市としても広域的な部分もしっかり視野に入れて、積極的に対応を図るということでありまして、進んで損をしてまで受託をしようということでは当然ございませんので、そこはコストとの見合いの中ということも含めて、積極的にという表現はさせていただいたものでございます。

小野委員

今、他の町の分を受けるということでは、決してコストを考えれば、受けられなかつたら受けないと、強い決意があれば別ですけど、なかなか県からの圧力もそのときになれば相当強くなるのではないかということで、危惧するわけでございますが、それはそれとして今日のところはその程度にさせていただいて、先程、初期投資のお話がございました。保健所の問題も含めて、いろいろシステムの問題とか、大気汚染の測定器の問題とか資料に記載がありますけど、この初期投資について現在、数字が載っていないというのは、判断材料として欠ける部分があるのかなと思っています。特に、茅ヶ崎保健所の移管のときには、県の施設をそのまま無償で借りたと、茅ヶ崎保健所は独立した庁舎だったですから、そのまま県から借りたような形ですね。5年間無償ということですので、初期経費としては相当安い形で縮減できたのではないかと思うんですね。そういうことで言いますと、先程の財政収支で1億4千万円の単年度で収入増があるということなのですが、初期経費のあり方では1億4千万円の何年分も、それに使うようになるのかなということも危惧しておりますので、その辺はぜひ早めに明らかにしていただくことを要望させていただきたいと思っております。それからもう1点、全国の中核市の状況が2ページにいろいろ市町村の名前が記載されております。神奈川県内では、横須賀市が中核市ということで、人口40万も超えていますので、当然の話かと思いますけど、施行時特例市と載っております茅ヶ崎市、平塚市、大和市、厚木市。茅ヶ崎市は保健所も置きましたので、将来的には中核市に移行するのかなと思っておりますけど、この辺の市町村、まだ中核市になっていないということでございます。併せて、人口も横須賀市以上の藤沢市が、保健所を当然受けているながら、中核市になっていな

い。あるいは、施行時特例市にもなっていないことの意味合いを、その辺をどういうふうに受け止めたらいいか、もし市の方で情報が分かるようでしたら、他市のことですからなかなか分かりにくいかとは思うのですが、なぜ中核市になっていないのか、なかなか難しい質問かと思いますが、その辺の状況をもし把握しているようでしたら教えていただければと思います。市の方で難しいようでしたら、委員として県の市町村課長も出席しておられますので、知っている限りの中で、お話しいただければありがたいかなと思います。

加藤会長

では、先に事務局から、その後はぜひ、脇委員お願ひしたいと思います。

早川副事務局長

1点目の初期投資経費につきましては、これはできる限り早期に数字を検討していくと、これはご要望としてしっかり対応していきたいと思います。それから、県内の施行時特例市の動向といった部分でございますが、県内で今、施行時特例市が5市ございまして、小田原市の他に、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、平塚市なのですが、ここでは定期的に会議をもちまして、中核市への移行についても情報交換をしているところでございます。茅ヶ崎市においては、中核市への移行に関する基本的な考え方というのを、平成27年に策定していました。この時点では、移行の目標時期を平成30年4月としていたところですけれども、保健所の設置を先行させたことを理由に、中核市の移行については時期を遅らせているという状況ではあります。平塚市、大和市、厚木市については、ここは現時点で移行に関する具体的な検討は行っていないと聞いております。この理由については、これはそれぞれ他市のこととござりますので明確には申し上げられませんが、地理的な特性ですか、あるいはその交付税の交付の有無ですか、その他、それぞれ事情があつてのことだと思いますけれども、いずれにしても、これらの市は人口20万を上回っておりますので、今急いで検討する必要がないということもあるのかなと考えているところでございます。

加藤会長

もしよろしければ脇委員、コメントがありましたらお願ひします。

脇委員

まさに今、事務局がおっしゃっていたことかと思いますけど、最初の茅ヶ崎市につきましては、保健所政令市になったことにより、まずはこれによって経費がどれだけかかるのか、収入がどれだけになるのか、財政影響ですとか、あるいは必要人員増に伴う人員組織体制への影響、これをちゃんと見極めた上で、改めて中核市移行のスケジュールを示していきたいという話をしておりますので、これは非常に、今後小田原市・南足柄市が検討していく上で、重要な指標になっていくかなと思いますので、そこは参考にしていただきたいと思います。あと、平塚市、大和市、厚木市につきましては、事務局がおっしゃったようなところかなと思っています。藤沢市については、やはり不交付団体というところが大きな影響を与えておりまして、不交付団体ですので、中核市に移行したとしても、そこで交付税の増に繋がらない、つまり実質的な持ち出しだけが増えてしまうというところがありますので、中核市移行の検討は行われていないと承知しているところでございます。

加藤会長

脇委員、ありがとうございました。非常に明解でございました。
小野委員、どうぞ。

小野委員

県内の状況、必ずしも他のところが積極的ではないというのは、交付税の問題があるにしても、やはり保健所の重みというのがいろいろな意味であるのかなと、そのような感じがしているところでございます。これを、全国の中核市も名前が載っております。48の中核市がある中で、人口が20万人台のところが7市しかない、15パーセントにすぎない、その他はみんな30万以上ということで、然るべき人口規模を持っている市町村ですね。施行時特例市は、当然これからいろいろと検討したり、何かをしたりということなのでしょうけど、この施行時特例市の中でも、インターネット情報を見ますと、32年度までには何とか中核市になりたいということで検討をしているというような情報もいくつかあります。そのインターネット情報では、小田原市は31年に中核市に移行するという情報なんですけど、その誤ったと言いますか、情報提供を先取りしたのかということですけども、それは別にしましても、やはり今検討していない30万以上の4市、今施行時特例市で30万以上の市の数は6市あります。そのうち、川口市と吹田市が移行を検討しているということで、残りが4市あります。それに、30万未満のところが18市あるということですと、結構な数の割合が、まだ中核市移

行を検討していないと、内々ではやっているのかもしれませんけど、表向き、そういうような情報になっているということありますと、中核市移行は何かデメリットがあるのではないかと、私はその数字を見て感じているわけでございます。今、議論されています、この中核市移行基本計画、比較的辛口ですけど、何かいいこと尽くめの内容ばかり書いてあるのかなと、マイナスのことは一切書いていないということで、ちょっとその辺は私にとっても不安な内容なのですが、何かマイナス要因というのはあるのではないかと。例えば、職員数120人せっかく削減できるのに、中核市移行で保健所で77人もっていかれるとか、財政は支援はしてくれますけど、何かちょっとちぐはぐなのかなという感じがしないでもないですね。それと、保健所。南足柄市民だけ見ても、上センターから小田原市に保健所が移るということで利便性がなくなってくるのではないかとか、何かいろいろあるのではないかと思うのです。ということを考えますと、やはり合併の効果が最大に活かされる方策はどういうことなのか、何なのか。一般市であっても、県西地域の中心的都市になり得るのではないか、という風に考えて、中核市移行後に想定される県や市との関係も十分配慮しながら、ぜひこの中核市移行については慎重に検討していただくようにお願いしたいということを話させていただいて、私の話は終わらせていただきます。たくさん時間をお聞きいただき、ありがとうございました。

加藤会長

いろいろ県行政にも精通されている小野委員ですので、そういう意味ではリアルな皮膚感覚からのご意見だったと思いますが、いずれにいたしましても、先程私も申し上げたように、この国の地方都市をめぐる制度設計の中で、どうあれ、この一定の人口圏を要する地域の中でそれなりの都市機能を持った受け皿にするという状況に変わりはない中で、私どもとしては、ある程度期限が限られた中で、一定の判断をしていく必要があるということから、小田原市では、移行の検討をすでに済ませているということでございます。ただ、今後の合併協議の行方によっては、当然そういった年次の要件ということも外れてくる中で、非常に大きな合併という作業と同時並行で進めていくことはできないという判断において、この案では3年から5年のうちに、また先程、加藤委員からもご指摘いただいたように、それについてはしっかりと切り分けをして、検討していくこうというスタンスでおります。また先程、脇委員からお話をあったように、茅ヶ崎市がまさに先行して、現状、保健所政令市に移行すると

いう、ある意味、後ろ姿を数字をもって把握できるという状況にもありますので、その辺りは皆様方のご懸念を十分踏まえて、イニシャルコスト、ランニングコスト、そういうもののを見極めながら、ある意味時間をかけて検討していければなとは思っておりますが、それも今後の合併の協議を受けた、今後の状況次第ということになりますけれども、小野委員のご指摘については十分受け止めて、地域の皆様方に、それならばと思っていただけるような材料を提供するべく、我々もしっかりと詰めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

その他、いかがでしょうか。奥津委員、お願ひいたします。

奥津委員

南足柄市自治会の奥津です。我々の目からと言いますか、自治会の方から見ますと、中核市に移行して保健所の問題があるのですが、なかなか難しく、理解ができていないんですよ。そういう意味で、先程、加藤委員の方からちょっと早いのではないかと、もう少し時間をとって考えてもいいのではないかというようなことがありましたけど、その方がいいですね。先程お話になった中核市に移行することによって、保健衛生行政として約6割が入っていると。あと4割の中で、何か効果があるのですか。民生、環境、都市計画・建設、文教、その他の分野に関して、県から移譲があるというような形で、今日、保健衛生についての数字を取り上げていらっしゃるのですが、その他の例えば民生とか環境とか都市計画とか建設、文教について、どういう効果があるか、そこはどうなっていますか。その辺を言わないと、保健衛生ではこれがちょっと早いというような結論がなんとなく出そうなのですが、その他の分野についてはどのような効果があるのか、教えていただけますか。

加藤会長

保健衛生以外の分野での効果の議論ですね。

村田事務局員

今、保健所は議題というか話題に上りましたので、保健所に話がフォーカスしましたけど、中核市そのものは、奥津委員おっしゃられたようにさまざまな権限で構成される権限ですので、そういう意味では、この計画書の5ページ以降に具体的な効果ということでいくつか書いてございますが、これはある意味分野を問わずに、今挙げられましたとおり、保健衛生行政以外も民生、環境、都市計画・建設、文教、いずれの分野においても、このような効果が出てくるということござります。どうしても、そういう意味では6割方の権

限が保健所がらみという、保健衛生行政の方が中心にはなってまいりますけれども、その他の分野においても、ものにはありますけども、概ね同じように効果というものは見られるものと考えてございます。

奥津委員

その辺りについての数字的な評価というのができるのですか。その分野でこういう効果がありますというような、数字的な効果を示していただければいいかと思うのですが、今日のこの資料によりますと、保健衛生についての効果は1億4千3百万円の効果があるというような、移行することによって出てくるだろうというような金額的な評価をされているわけなんんですけど、その他の効果というのには金額的にはどうなのか、できませんか。

村田事務局員

私どもの説明が分かりにくいのかもしれませんけども、先程来ご説明しております財政的な効果につきましては、今委員ご指摘のさまざまな全分野、中核市のすべての権限を含めた上で推計結果となってございますので、それらのことも含んだ上で話ということになってございます。

奥津委員

分かりました。ありがとうございます。

加藤会長

それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので、「協議第36号 中核市への移行について」は、これは案でありますけども、先程、加藤委員の方からご指摘いただいたことを踏まえて、その辺りの表記等については反映させていただいて、修正をした上でございますけれども、現段階では、この作業に入っていけるかどうかという時期等も含めて、まだいつということを申し上げることはできませんが、あくまでも案ということで、こうする場合にはこういう形で考えていくというものでございますので、原案を、先程の加藤委員ご指摘の部分の修正を加えた上で、ご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

＜異議なしとの声あり＞

加藤会長

ありがとうございます。

次に、審査順序表の4、【広域連携関係項目】、「協議第37号 中

「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」を議題といたします。協議第37号についても、前回の会議で協議案をお示しいたしておりまして、事務局から概要の説明をさせていただいております。委員の皆さんにおかれましては、お目通しいただいていると存じますが、協議に先立って、改めて案のポイントを中心に説明させていただきます。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

協議第37号に関しまして、別紙の冊子「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」の主なポイントをご説明させていただきます。

この冊子の構成としては、前段に、広域連携制度の動向と県西地域の現況や課題を整理し、後段には、今後の展望を記述しており、全体として両市が合併及び中核市へ移行した際の周辺自治体との新たな広域連携体制の基本的な考え方を定める内容となっております。

まず、第1章の「趣旨」では、(1)の部分で国の地方制度調査会が、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、基礎自治体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要があると指摘していることを挙げ、(2)では、しかしながら、県西地域においては中心市と周辺の各町との規模の差が大きいため、水平的・相互補完的、双務的な広域連携が望みにくいということ、また、一定規模の自律的な都市が集まっている三大都市圏では、横の連携で相互に補完し合う関係が有効とされているわけではございますが、県西地域はむしろ地方圏の状況に近く、すなわち、核となる都市が中心となって、周辺の町との連携を取りまとめ、牽引していく役割を担っている状況であるとしまして、こうした連携の形は、中心市に体力があるうちは有效地に機能したわけでございますが、中心市自体が財政的に危機的な状況を迎つつある中では今後、広域連携に供出できる資源が減ることが想定され、同時に各町の経営環境も厳しさを増すことを考えれば、県西地域におけるこれまでどおりの広域連携の形は維持できなくなるおそれがある、ということを課題として挙げております。

こうしたことを踏まえ、(3)では、中心市を軸とする広域連携が今後、一層の重要度を増していくことは確かであり、それを実現するためには、圏域の中心市たる両市が合併及び中核市への移行によって、財政基盤と権能の大幅な強化を図ることが有効ではないかとしまして、そのことによって、これまでの連携を維持することはもと

より、新たな広域連携のあり方を展望することができるのではないか、としているものであります。

3ページから11ページまでにかけては、広域連携制度の概要を整理してございますが、説明は割愛させていただきます。

12ページをご覧ください。

12ページの第4章では、両市における広域連携の現状として、第1章でも触れたように、県西地域では中心市に連携のメリットが見出しにくいこと、また連携の推進のために中心的な役割を担っていることを課題として挙げております。

ここまで整理した広域連携制度の動向と、県西地域の現況や課題を受けて、13ページからの第5章では、今後の展望として、まず（1）では、両市が合併及び中核市への移行を経て、広域連携を牽引する体力と、中心的な役割を担うに相応しい権能を持つ中心市となった際には、合併及び中核市への移行による効果を生かして、各町との広域連携を一層強化していくことが、中心市としての基本的な姿勢である、としております。続けて、中心市は、連携を牽引する役割を果たしつつも、市民にとってのメリットを重視し、各町との連携を互恵的なものとすることも基本的な姿勢とし、中心市が過度に人的・財政的な負担をするような連携とならないよう、対象や手法の選択について留意が必要である、としております。

こうした基本的な姿勢に基づいて、（2）では、合併により行財政基盤が強化された中心市としての広域連携として、合併によって中心市において安定的な行政サービスの提供体制の構築について一定の目処が立つことにより、これまで県西地域内の各町との間で実施してきた広域連携を継続的・安定的に実施することが可能になること、また、各町の住民生活上、必須でありながら、維持が困難になると見込まれる行政サービスを維持したり、中心市を含めた広域的な対処を必要とする課題に新たに取り組んだりすることが可能になると考えられる、としております。

一方で、広域連携の効果が中心市の側に現れにくうことには留意が必要であり、中心市と各町の双方に行財政のプラス効果をもたらす連携となるよう検討が必要である、としております。

両市の合併によって、今後想定される連携の取組としては、「広域的課題への取組」のほか、14ページの「活力ある社会経済維持に向けた取組」や「周辺自治体の住民の生活に必須の事務の安定的実施の取組」といった展望が開ける、としているところであります。

14ページの（3）では、中核市移行により権能が強化された中

心市としての広域連携についてまとめており、保健衛生分野を中心に権能が飛躍的に強化され、中心市における行政サービスの高度化、また既存事務との一体化が図られ、そうした権能の大きい中核市が存在することで、周辺の町にとっても、連携によって事務の効率化やサービス水準の向上を図ることが可能になるとともに、中心市の側にもスケールメリットや事務処理能力の向上といった効果が期待できる、としております。

中核市への移行により、今後想定される連携の取組としては、「地域全体で中核市レベルのサービスを展開する取組」や「県と市を総体的に見た事務効率の向上に向けた取組」といった展望が開ける、としております。

15ページ中段の（4）には、連携に向けた今後の各町等との調整についてまとめております。

調整に当たっての考え方としては、中心市の行財政基盤の強化に資する事務を連携の対象とするしながらも、必ずしも地域全体を一つの枠組みとした連携にこだわることなく、それぞれが必要とする連携に個別具体に取り組むということ。また、県には中心市に期待される広域的な役割に対する積極的な支援を要請するとともに、市町間の連携によってでは解決し難い課題が生じた際には広域自治体としての的確な対応を要請するなどとしております。

最後の16ページには、調整の進め方として、まず合併前までのところで、県西地域において連携が効果的と思われる分野を整理し、「地域の状況を踏まえた、中心市の視点による取組の方向性」を取りまとめ、各町との間で意見交換を行っていくとしまして、合併後には、神奈川県西部広域行政協議会の特定課題検討部会の場などを活用して、具体的な事業を抽出した上で、中心市において「各町の意向を踏まえた、中心市として推進すべき具体的な広域連携事業及び推進体制」をまとめて提示する、としております。

以上で「協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」説明がありました。ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

森住委員、どうぞ。

森住委員	<p>細かなことで確認させていただきたいのですが、状況によっては10年広域連携の形が維持できなくなる恐れもあるという中で、対象から外れるかとは思うのですが、例えば、我々今、社協の方では法人後見制度とか、権利擁護の関係ですね、安心センターとかやっておりまして、南足柄市の社協では、それぞれ法人後見制度を立ち上げてかなり他の町からも重宝されているわけなのですが、周辺の5町の関係を捉えてみると、なかなかそういう法人後見制度についても財政的な面や人的な問題等々で、立ち上げたくても立ち上げられないという声も聞いておりまして、できれば従来の足柄上地域、そういったところの広域連携の中で、そういう権利擁護の問題等も進めていきたいなという話も出しているところなのですが、そういった問題については特にこの広域連携云々のところの課題とは切り離して、独自に進めていくというのは何ら支障はないでしょうか。</p>
加藤会長	後見人制度等の問題のことですね。どうでしょうか。
早川副事務局長	<p>組織関係のことは不勉強で分からぬのですが、社協さんの案件においては、これは進めさせていただくことによろしいかと思いますが、そこに市の財源が何らか入っている場合ですね、この場合に、それぞれの市、町が構成団体として負担金を出していた場合、今回の件には当たらないかもしれません、例えば、中心的な役割を担っている取りまとめをしている市が、人口比に比べて過度に財政的負担をしている、あるいは事務局として、その事務にかかりきりになる、そういった状況があり続けるとすると、これはなかなか中心市としても、そういった体制を維持し続けられない、そういったことが今回考えられるのではなかろうかというところです。</p>
森住委員	<p>進める場合には当然、ある程度のそういう権利擁護の問題、特に法人後見なんかの場合には、我々が使うのは、経済的に弁護士さんとかそういったところに頼めない、お金のない方々の救済でやっておるわけなので、そういう収入ですべて人件費を賄うということはできないので、やはり行政側からの人件費の助成というのには必要になってしまいます、一部ですね。これを広域でやる場合には、考え方としては、これは例えば今もお話をありましたように、人口比等々で均等にそれぞれ按分していただくという条件の下に、過度の負担は市がやるなということらしいので、そういうような均等の応分の負担をしていただくという前提で、進めていきたいなと考えております</p>

ですが、そのような考え方であれば、特に問題はないとみてよろしいでしょうか。

加藤会長

事務局の方でお答えできるか分かりませんが、いかがですか。

村田事務局員

おっしゃるとおり、取組そのものは問題があるとは全く思いません。ただ、非常にこれは僭越ではございますが、今回のこの趣旨で記載してございますとおり、今、森住委員がおっしゃられた最初のルール化のところですね、スタートの段階の仕組みをどうつくるかというのが、非常に我々行政サイドとしても、いろいろ難しいところでございますので、やはりそれはどういう負担のあり方が適切なのかということはしっかり整備された上で、そこは取り組まれるということにおきましては、全く何ら私どもがどうのこうの言うところではないと思っております。

森住委員

細かいことで、どうもありがとうございました。

加藤会長

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。小野委員、どうぞ

小野委員

後ろの表の中に、現在の連携の状況が、いろいろな対応がありますけど、こんなにたくさんあるとは私も思っていなかったので、すごいなという感じなのですが、今までのこの連携というのは、今回の合併によって、見直しがされるのでしょうか。あるいは、引き続いて現状維持のような形で続していくのか、その辺のところはいかがでしょうか。

村田事務局員

原則、元々方針で固めていますとおり、既存の連携を何か放棄するとかやめるというものではありません。原則論としましては、従来のものはしっかり維持していく。ただ、これまでご覧いただいてまいりました3千数百の事務事業調整の結果を通じまして、負担のあり方等につきましては、見直しがされる可能性というのは個々の中であるかとは思いますが、基本的には継続していくというスタンスでございます。

小野委員	<p>これからの連携の進め方としまして、基本姿勢が資料の13ページの（1）の中段辺りに書いてありますけど、中心市が過度に人的財政的な負担をするような連携とならないよう、連携の対象や手法の選択について留意する必要があるということでございます。今まででは、小田原市や南足柄市の力でいろいろな連携を引っ張ってきたということもあるかと思いますけど、これからは新しい姿としての、こういう対等的な双務的な形の連携が進められることを期待しまして、私からの話は終わります。よろしくお願ひいたします。</p>
加藤会長	<p>ご意見ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p> <p>この広域連携につきましても、ご覧いただいてお分かりのとおり、非常に具体的な話がいろいろ素材として入っております。この後、合併の協議の進行如何によりますけども、いずれにしても2市8町の連携の中で、どういった部分をどのようにしていくのか、こういったことを、議論が進んでいく場合には、当然前向きなスタンスで臨んでいくというものがこの案の趣旨でございますので、そのように受け止めていただければと思います。</p> <p>それでは、「協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」は、原案のとおり、ご承認いただくということで、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;"><異議なしとの声あり></p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、審査順序表の5、【総括的項目】、「協議第39号 市民周知用冊子（案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
松岡副事務局長	<p>「協議第39号 市民周知用冊子（案）について」ご説明させていただきます。</p> <p>協議第39号は、「市民周知用冊子（案）について、別紙のとおり定めることについて協議を求める」としてございます。</p> <p>1枚めくって別紙をご覧ください。</p> <p>まず、「1 目的」ですが、市民周知用冊子は、市民の皆さんに合併の是非を考えていただくため、新市のまちづくりの方向性や事務事業調整の結果など、当協議会の協議結果を取りまとめた冊子とし</p>

て作成するものであります。

「2 発行日」は平成29年8月としまして、「3 発行部数・ページ数」は、A4縦長の50ページ程度の冊子を100,000部発行するものとしております。

「4 配布方法」につきましては、両市の9月の広報紙、小田原市では広報小田原9月号、南足柄市では広報みなみあしがら9月1号とともに、自治会経由で配布させていただく他、両市の支所・連絡所、公共施設及び金融機関等での配架を予定しております。

冊子の構成の内容につきましては、本日卓上にて配付させていただきました協議第39号に関する参考資料で説明をさせていただきますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

なお、この資料は表紙に書いておりますとおり、未定稿でありますので、これから内容を精査していくものでございますが、本日は冊子の大きな構成、また、記載する項目等について、ご意見をいただければと思っております。

1枚めくって2ページをご覧ください。

「はじめに」として、当協議会の会長及び副会長からのご挨拶を掲載させていただきます。

3ページの目次をご覧ください。大きく5つの項目で構成し、前段は、協議に至った背景から合併した場合の市がどうなるかなど、合併の是非を考える上で基本的な項目でございます「行財政基盤の強化策としての合併」、「権能強化策としての中核市制度の活用」、「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」及び「今後の手続きとスケジュール」の4つの項目で構成しております。後段では、事務事業調整の結果や合併後の市のまちづくりについて、「協議結果の詳細」として詳しく記載しております。

4ページから16ページにかけての大項目「行財政基盤強化策としての合併」では、まず4ページから7ページまでで、両市の人口推計や財政推計などを基に記載しております。

8ページから9ページでは、合併が行財政基盤の強化策として有効であることについて、合併による財政効果額と、合併した場合の財政推計のグラフに基づき、示しております。

10ページでは、合併後の市の姿として、合併の方式、合併後の市の名称、合併の時期、事務所の位置を記載しております。

11ページから13ページでは、合併後の市民サービスの水準の変化を記載しております。11ページでは、各市におけるサービス全体の変化を、12ページでは、サービスを「子育て・教育」「福祉・

「医療」「暮らし・防災・防犯」「自然環境」「歴史・文化」「地域経済」「都市基盤」「市民自治・地域運営」の8つの分野に分け、サービス水準がどのように変化するのかについてグラフで示しながら、12ページ下段から13ページにかけて、分野ごとに事務事業の例を挙げ、サービスの変化をマークで表示し、分かりやすく記載しております。

14ページでは、合併後のまちづくりについて記載しております。合併後の市は両市のまちづくりを継承していくことと、合併後の市における公共施設の再編の考え方について示しているものでございます。

15ページから16ページでは、昨年7月に当協議会の設置準備会が実施したアンケートにおいて、合併に対して不安に思うことの上位に選ばれた選択肢に対して、その対応策を記載しております。

17ページの大項目「権能強化策としての中核市制度の活用」では、先程ご協議いただいた協議第36号を受けて、合併後の市が中核市移行を目指すとし、中核市への移行時期、市の財政への影響について記載しております。

18ページの大項目「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」では、こちらも先程ご協議いただいた協議第37号を受けて、合併後の市が新たな広域連携に取り組むとし、広域連携とは何か、また、これから広域連携をどの様に進めていくのかについて記載しております。

19ページの大項目「今後の手続きとスケジュール」では、合併、中核市、広域連携、公共施設再編の取組の流れを、取組時期と併せて図示しております。

次に、20ページから51ページにかけては、「協議結果の詳細」ということになります。まず、20ページから25ページまでは、新市まちづくり計画のまちづくりに関する項目を抜粋したものであります。

20ページから21ページでは、合併後の市のまちづくりについて、「新たな活気と魅力あふれる、住み良いまちの実現を目指す」としまして、合併後の市が両市のまちづくりを継承し、6つのまちづくりの方向性について記載しております。

22ページから23ページでは、合併後の市が重点的に取り組む6つの重点施策について記載しております。

24ページから25ページでは、南足柄市域のまちづくりとして、現在の南足柄市で進めている取組を継続することと、合併後も編入

される地域の住民の声をその地域のまちづくりに反映するために設置する地域審議会について記載しております。

26ページから50ページにかけては、当協議会で協議した3,270件に及ぶ事務事業調整の結果から抜粋したものについて、8つの分野と合併後の行政体制の9項目に分類して記載しております。掲載予定の事務事業は、市民が直接的にサービスを受ける事務事業から、市民サービスに変化があるものを優先的に抽出したものでございます。「(1) 子育て・教育分野」が10事業、「(2) 福祉・医療分野」が11事業、「(3) 暮らし・防災・防犯分野」が6事業、「(4) 自然環境分野」が5事業、「(5) 歴史・文化分野」が4事業、「(6) 地域経済分野」が4事業、「(7) 都市基盤分野」が5事業、「(8) 市民自治・地域経営分野」が5事業、「(9) 合併後の行政体制」が10事業の計60事業を抽出し、掲載する予定としております。記載内容につきましては、1つの事務事業調整の結果に対し、両市の平成28年4月1日現在の状況と、合併後の水準を記載しております。また、分野ごとに、協議結果の補足や、調整のポイントとなることを枠囲みで記載しております。27ページには、まだQ&AのAの部分が記載しておりませんが、例えば、保育料は、各市町村で自由に設定できるの?というような形で、素朴な疑問と言いますか、市民が疑問に思うようなことをポイントとして囲み書きをするような形になっております。なお、掲載予定の事務事業については、協議第39号別紙の2ページから3ページに一覧を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

冊子の51ページをご覧ください。ここでは、各項目について詳細を知りたい場合の確認方法や問い合わせ先について記載しております。

以上が、市民周知用冊子の構成（案）でございますが、この冊子は、当協議会における協議終了後に、両市の市民への配布をはじめ、各市で実施する市民説明会等で活用することとしております。

また、本日はお時間が限られていますので、来週の7月18日火曜日までに、事務局あてメール等でご意見等をお寄せいただければ幸いでございます。本日と18日までにいただいたご意見を踏まえまして、市民にとって分かりやすいものとなるよう事務局で調整し、次回第9回会議に再度、冊子（案）をご提示する予定でございます。

以上で「協議第39号 市民周知用冊子（案）について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第39号 市民周知用冊子（案）について」説明がありました。未定稿という形で皆さんに見ていただきたい、この場ですぐというわけにはいかないと思いますが、今事務局からお話をあったように、来週の火曜日18日までにちょうど1週間ございます。これも決して十分ではないと思いますが、できる限りご意見をいただきたいと思いますので、今日ご発言できなければ、その中でぜひいただきたいと思います。

今村委員、どうぞ。

今村委員

時間がないのでざつと言いますが、まず表紙ですね。先程から議論を伺っていて、南足柄市の加藤委員もおっしゃっていましたが、南足柄市にとって、今、一番大事なことは合併のことを知りたいということだと思うんですよ。この中身を見ても、中核市と広域連携は1ページずつしか触れていないので、敢えてここは、合併だけのまとめをしたらどうかと思います。中身が2ページしかないので、そこで触れる必要があるのかという、正直な感想です。そして、4ページの最初、なぜ合併の協議をしたの？とクエスチョンにしながら、なぜ協議をしたかという結論が何も書いてない。これ完全に抜けています。1番2番3番と、表を列挙はしているけれども、なぜ協議したかというのは書いておりません。6ページ、7ページはいつもの財政推計が出ていてますけど、ここは逆に私はQ&Aにしたらいいのではないかと思うのです。ずっとこの表に対して皆さん、行政関係者は慣れているから分かりやすいけれども、このまま行くと小田原市は平成何年にどうなるの？といったクエスチョンで、こういうお金がこういう風に足らなくなりますよというような答えにした方が、ダイレクトで分かりやすいと思うのです。ただ表を貼りつけているだけで、こここの7ページまでは、素人の市民が見たら全く分かりませんよ。これはちょっと、再検討すべきだと思います。8ページ、9ページは、答えとして具体的になっていますのでいいと思います。それで、12ページの左側の上段はいいですね。どういう傾向か、南足柄市さんが向上するとか、統計はいいのですが、これ以降のスマイルマークの部分というのは、後で全部出てくるものですよね。これは敢えてここで特記する必要性について、ちょっと疑問です。50ページありますが、もっと削るべきだと思うんですよ。50ページも誰が読むのか、本当に思いますので、ここについ

ては検討してもらいたい。それから、14ページも後で書いてありますのでいらないと思います。15ページ、16ページも全部この一連の中で書いてあります。敢えてQ&Aにする意味が分かりません。これもいらないと思います。17ページ、18ページもそういった意味で、合併に特化するといったことで、いらないと思います。そういう形で少し整理をして、それから先程、22ページ、23ページについてはさまざまな意見が出ました。捉え方によって、こういう事業は抜けているのか、こういう事業は重点的にやらないのか、こういった議論が出てくる可能性がありますので、ここは敢えて削って、基本方針でどうすることを目指していくのか、それだけに留めるべきではないかと思います。どうせここでは全部覚えられないですから、そういうような形で感想を持ちました。それから、26ページから50ページの事業のすり合わせについても、少し数が多くすぎるのではないかでしょうか。もう少し精査をすべきだと思いました。

加藤会長

貴重なご意見ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。武松委員、どうぞ。

武松委員

ちょっと難しいかもしれないのですが、例えば、5パターンぐらいのモデル家族構成、例えば、ご夫婦で子どもが2人いて学校へ行ってだとか、あとは高齢者世帯だけだと、単身世帯だと、5パターンぐらいのモデル世帯を出して、それらの合併した後どうなるかというようなことが、ぱっと見られた方が、ちょっと細かすぎて、自分たちの世帯が合併でどうなるんだろうとイメージがつくようなものが、簡単にモデル化できないかなというのが希望なのです。非常に難しいとは思いますけれども、以前、国保の協議会のときに、4つか5つぐらいの分類をして、計算をしたことがあったと思うので、それらも参考にして、モデル世帯がどのようになるのかというのを出した方が分かりやすいのではないかなと思いました。

加藤会長

貴重なご意見ありがとうございました。

副会長、どうぞ。

加藤副会長

今回の市民周知用冊子というのは、この今日までのある一定期間までの、この任意協議会での一つの成果というか、協議の内容を市民の皆様方に分かりやすく、誤解のないように説明するという使命

が基本的にはあるのだろうと思っております。だから、これを任意協議会がどういう位置づけでスタートして、調整方針案という想定の物差しを置いて、そして一定の協議をした成果であります。これは、この後市民の皆様方の意向や市民の皆様方の声、要するに市民が初めて、この今回の任意協議会での協議の議論のテーマというか、そういうことに参画されることの一つの大きなベースになる資料なので、ぜひ事務局の方で整理されるときに、そうしたことも前提をしっかりと押さえて、誤解がないような、そうしたしっかりとしたものと、この調整方針案という想定の物差しの上に立って、事実関係をそこにしっかりと表してくれるような、そうしたことにしてしっかりと取り組んでもらいたいと思います。でないと、市民不在で、この合併が、合併というのは目的ではなくて手段・方法の一つなんだけれども、合併協議が目的であるかのように、具体的なものがどんどん進んでいるのではないというような懸念というのは、私は南足柄市長としては、非常に後に禍根を残すと、そういう思いがありますので、そうではない、そういう誤解のないような編集・構成をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

加藤会長

その他いかがでしょうか。岡本委員、どうぞ。

岡本委員

今日拝見したので、まだ頭に入っていないのですが、一応今、加藤副会長も言われたところの、市民にという部分で、やはりこれは是非を判断していただくための資料という位置づけなので、この場合、まずこれをぱっと見た感じ、いいことしか書いていないんですよね。それも率直な意見で、これを見ると、本当にいわゆる合併をすると、すべてが良くなるというような、ちょっと誤解を招くのではないか、と。当然、メリット・デメリット、いわゆる今までの協議そのものの議論を尽くしてきた中で、何か結論というと、これをこのまま市民に周知すると、やはりいいこと尽くめの誤解があるのでないのかなと、これは率直に、是非の話ではなくて、純粋にぱっと見てそのように感じるのです。ですから、また先程のこの構成をある程度見直すのであれば、ちょっとデメリットを入れると、極端に言うとそのような話なのですが、そういうのも考えていただきたいと思います。

加藤会長

ありがとうございます。

星崎委員、どうぞ。

星崎雅司委員

先程の広域連携のところで意見は言わなかったのですが、この冊子の広域連携のところを見ると、これまで「人口や財政規模の大きい両市が多くの負担をし、広域連携を進めてきました」、これからは「メリットをもたらす関係を目指します」と書いてありますけども、これは広域連携の結論なんですか。ちょっと違うのではないかでしようか。これを強調されるという意図がよく分からぬのですが、そういう意味で広域連携の先程の議論をやったのではないではないかなと思うのですが、いかがでしようか。

加藤会長

事務局の方でお願いします。

早川副事務局長

先程の広域連携の関係ですが、趣旨としては、まず大前提として、これまで継続してきました県西地域における広域連携の取組、これは基本的に安定的に継続できるような、基本的な姿勢としてまずもちましようというのはあるわけですけれども、その際の重要なポイントとして、こちらに挙げさせていただきました。今回、議論の出発点として、やはり現在のままでは、これまでの広域連携の形は維持できなくなるおそれがあるという中で、特にこちらにございますように、中心市の負担が大きく、あるいは中心市の側に利益が見出しつき、その部分が大きな課題であるとして、まとめさせていただきましたので、これを一つ大きな方針の柱とさせていただいたものでございます。

星崎雅司委員

今までどおりの状況というか、そういう役割を担っていくために合併をしたりですね、中核市的なものを目指していくこうということなのではないのかなと思うのですが、先程の議論のむし返しになつてしまふのですが、両市が多くの負担をし、というのをどれだけ分析しているのかよく分からぬ中で、こういうような格好でここだけを取り出して、というのはちょっと問題なのではないかと思うのです。先程、どなたか委員さんが合併だけに絞るべきだというお話を、これがなくなってしまうなら別によろしいのですが。

早川副事務局長

まず2点目の部分ですが、両市が多くの負担をして、これは一つのデータとしましては、2市が関係するもので数々の広域連携事業を実施している中で、7割以上の部分で中心市の2市が事務局とし

て担ってきた現状があるといったことを捉えての表現となっております。それから、最初におっしゃった部分につきましては、18ページの②の部分ですね。合併で中心市としての財政基盤を強化する、これは圏域の中心市としてしっかり運営できるように財政基盤を強化する。また、中核市の移行によって、県西地域全体のサービスの向上・強化を図る。これをもって、中心市がしっかり強化された上で連携を図る。これは基本的な方針として、②の部分に書かせていただいております。

加藤会長

この事務方の書いた案について、率直に申し上げて、中心市としての負担感が相当あるという、これは職員の皮膚感覚として正直あります。ただ、先程の広域連携の案の中で書いてある趣旨を満遍なく、バランスよく配置すると、こういう書きぶりについて少し星崎委員ご指摘のような件もありますので、当然これは製本になったあかつきには、周辺にもこういった案が出ていきますので、これに向けての配慮も含めて、この辺りは工夫をしたい。これについては私も意見を申し上げます。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。奥津委員、どうぞ。

奥津委員

この冊子は要するに、皆さんに説明するために約8回、9回の会議の結果を示すわけですけども、要は、なぜ我々が会議したか、それは我々は会議の中で分かっていますけど、一般の人は本当にまだ分からぬわけですよね。ですから、そこを分かりやすく説明することが一番重要で、それでは非を問うという形にしないと、私もまだ全部読んでいないので、どうしたらいいかというのはまだ頭にならないのですが、いずれにしても読む方にとって分かりやすい効果、メリット・デメリットという、当初から話されているわけですけれども、そこを明確にして、判断材料にするというような視点から書かないと、ページ数だけ増やしても、あまり意味がないということだと思います。それから、印刷して9月1日に配付すると思いますが、恐らく10月以降、先程も言ったように各地区でこれをもって説明をすることになれば、これがベースになるわけですね。細かいことはどうでもいいので、失礼な言い方ではありますが、この大半は、要するに行政のことしか書いてないんですね。行政のことで、直接市民に影響があるから我々会議しているわけですけど、行政のことを市民に言っても分からぬんですね。いくら平成32年度には合併すればこうなる、しなければこうなると言われても、

そうではないと思います。そういうような説得ではなくて、要は、今大変だから、いい方向に向かうような会議をやっているんだと、だから、2市が合併すると、こういうまちづくりができますよというようなところから入っていかないと、ちょっとこれ全部読むのも皆さん大変だと思うのです。数字ばかり羅列していますので。そういう意味で分かりやすい、もっと視覚に訴えるというんですかね、そういうものをつくっていただきたいと思っています。まとまりのない発言で申し訳ありませんが、一般的にはそのように見ているのではないかと思います。よろしくお願いします。

加藤会長

ありがとうございます。以前の会議で、奥津委員が度々おっしゃっていた、実際やつたらどうなるのという部分については、特にこの後段の事務事業調整の結果で、個別の市民に関するサービスの水準がどうなるかというところを、関心のあるものにそって抽出しているわけでありますけれども、こういったものの見せ方も、ある意味事務的な感じではありますので、先程いただいたようなご意見も含めて、どのようにその辺を分かりやすくお伝えするか、表現のあり方も含めて、工夫できればと思います。

いかがでしょうか。恐らく、持ち帰っていただいて、限られた期間ではございますがぜひお目通しいただいて、今日いただいたご意見プラスいろいろ皆さん、お感じになる点があると思います。これまで8回、積み重ねてきた議論の中身が伝わるように、また、副会長も申し上げましたが、ここで議論されたことがきちんとバランスよく伝わっていくことが大事で、それをもって皆さんにご判断いただく素材となりますので、改めてそういう観点を含めて、筆を入れていきたいと思いますので、ぜひ、忌憚のないご意見をメールでも直接でも結構ですので、いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。改めて申し上げますが、来週の18日の火曜日までに、お忙しいとは思いますがいただきたいと思いますので、それを踏まえて、事務局で調整いたしまして、次の第9回の会議に再度、冊子の案としてご提示させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして「4. その他」に移らせていただきます。

「(1) 第9回会議の予定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「(1) 協議会第9回会議の予定について」を説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

協議会の第9回会議は、8月10日、木曜日、午後1時30分から小田原市民会館小ホールにて開催を予定しております。

会議の内容のうち、「3. 議事」につきましては、協議事項3件を予定しております。

「(1) 協議事項」のうち、「総括的事項」の「市民周知用冊子(案)について」は、本日と7月18日、火曜日までにいただいたご意見を踏まえて、事務局で調整した冊子(案)について、ご協議いただくものであります。

「法定協議会について」は、今後市民の意向を踏まえて、両市が合併に向けた協議をさらに進めるとした場合の法定協議会の設置のあり方について、設置の時期と期間、構成メンバー、所掌事務などのあり方についてをお諮りするものであります。

「合併関係項目」の「新市まちづくり計画(案)について」は、本日いただいたご意見を踏まえて、事務局で調整した計画(案)について、ご協議いただくものであります。

以上の協議事項について承認をいただければ、当協議会の会議はこの第9回をもって終了するものと考えているところであります。

以上で「(1) 協議会第9回会議の予定について」の説明を終わります。

加藤会長

資料1に基づいて「第9回会議の予定について」の説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願ひいたします。

森住委員、どうぞ。

森住委員

次回の会議の進め方についてですが、この冊子の件でもいろいろ意見が出ておりましたが、やはりこの合併した場合のデメリットについては、あまり議論がされていないように思うんですね。個別ところではいくつか出てきています。やはり次回は、そういうデメリットの部分についてもきちんとテーマをもって、それぞれ意見を出し合って、そういうものに対してどういう方向性で臨んでいこうかというような議論ができるような場にしていただけるとありがたいなど、ご検討をお願いしたいと思います。

加藤会長	<p>デメリットもいろいろありますけれども、具体的には、事業サービスが低下するですか、そういうことですよね。それについては、この間の協議でもいくつか具体に触れておりますけれども、どこまで満遍なく触れられるか分かりませんが、そういったことについても、また皆さん方からご指摘いただいたことについて触れるとか、その辺の議論の仕方は少し考えさせていただきますが、できるだけ皆さん方の積み残しのご懸念については、何か答えられるようなことが少しでもできればと思いますが、ちょっとこれは受け止めさせていただきます。</p> <p>その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、第9回会議については、皆様ご予定をお願いいたします。</p> <p>以上で、本日の会議日程は全て終了となります、何か委員の皆様からご発言等ございましたらお願ひします。</p> <p>よろしいでしょうか。事務局から何かありますか。</p> <p>それでは、時間も6時を過ぎてしまいました。長時間に亘り、ありがとうございました。進行を事務局に戻します。</p>
林事務局長	<p>皆様、大変お疲れ様でした。ここで、事務連絡を1件させていただきたいと思います。本日、傍聴の皆様、報道の皆様の方にも卓上配付をいたしました、市民周知用の冊子、参考資料としてご覧いただいたかと思いますが、こちらにつきましてはまだ未定稿、未完成の資料でございますので、お帰りの際、事務局員の方で回収をさせていただきたいと存じます。係員が回収に伺いますので、お渡しくださるよう、お願ひいたします。</p> <p>それでは閉会に当たりまして、副会長でございます加藤南足柄市長からご挨拶をいただきたいと思います。加藤副会長よろしくお願ひいたします。</p>
加藤副会長	<p>4時間を超える、長時間に亘る会議でございましたが、大変お疲れ様でございました。具体的な提案もたくさんございました。活発な議論をしていただいたと、そのように思っております。8月10日、第9回の協議会に向けて、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶といたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

林事務局長

加藤副会長、ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第8回会議を閉会させていただきます。

円滑な議事進行へ御協力を賜りありがとうございました。

